

第四百七十七回
会

参議院財政・金融委員会會議録第十七号

平成十二年五月十六日(火曜日)

午前十時開会

出席者は左のとおり。

委員長 平田 健二君
理事 岩井 國臣君
中島 眞人君
寺崎 昭久君
海野 義孝君
池田 幹幸君

委員

河本 英典君
世耕 弘成君
中島 啓雄君
林 芳正君
日出 英輔君
星野 朋市君
伊藤 基隆君
久保 亘君
櫻井 充君
浜田卓二郎君
笠井 亮君
三重野栄子君
椎名 素夫君

国務大臣

大藏大臣 宮澤 喜一君
郵政大臣 八代 英太君

政務次官

大藏政務次官 林 芳正君
郵政政務次官 前田 正君

事務局側

常任委員会専門員 吉田 成宣君

政府参考人

総務庁行政管理局長 瀧上 信光君
総務庁行政監察局長 塚本 壽雄君
大蔵省理財局長 中川 雅治君
郵政省貯金局長 團 宏明君
郵政省簡易保険局長 足立盛二郎君

参考人

住宅金融公庫理事 五十嵐健之君
本州四国連絡橋公団理事 縣 保佑君
日本銀行総裁 速水 優君
日本政策投資銀行総裁 小淵 正巳君

本日の會議に付した案件

- 政府参考人の出席要求に関する件
- 参考人の出席要求に関する件
- 資金運用部資金法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 郵便貯金法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(平田健二君) ただいまから財政・金融委員会を開会いたします。

この際、八代郵政大臣から発言を求められておりますので、これを許します。八代郵政大臣。
○国務大臣(八代英太君) さきの当委員会における私の「月火水木金金」の発言についての三重野委員の御指摘を踏まえまして、この場をおかりいたしまして取り消しをさせていただきますと存じます。

よろしくお願い申し上げます。

○委員長(平田健二君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

資金運用部資金法等の一部を改正する法律案及び郵便貯金法等の一部を改正する法律案の審査のため、本日の委員会に総務庁行政管理局長瀧上信光君、総務庁行政監察局長塚本壽雄君、大蔵省理財局長中川雅治君、郵政省貯金局長團宏明君及び郵政省簡易保険局長足立盛二郎君を政府参考人とし出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(平田健二君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(平田健二君) 参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

資金運用部資金法等の一部を改正する法律案及び郵便貯金法等の一部を改正する法律案の審査のため、本日の委員会に参考人として住宅金融公庫理事五十嵐健之君、本州四国連絡橋公団理事縣保佑君、日本銀行総裁速水優君及び日本政策投資銀行総裁小淵正巳君の出席を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(平田健二君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(平田健二君) 資金運用部資金法等の一部を改正する法律案及び郵便貯金法等の一部を改正する法律案の両案を一括して議題といたします。

両案の趣旨説明は既に聴取いたしておりますので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○中島啓雄君 おはようございます。

自由民主党の中島啓雄でございます。

まずもって、小淵前総理の御逝去に哀悼の意を表し、心からお悔やみを申し上げますと思います。

小淵前総理が手がけられました中央省庁等改革の一環として今般の財政投融资改革というのがあるわけでございまして、御遺志を継いで、財政投融资改革を果すものにしていくという立場から若干の御質問をさせていただきますと思います。

まず、大蔵大臣にお伺いさせていただきますが、財投全般の理念といえますか目的についてお伺いしたいと思います。

法律上は、提案理由説明などでは郵便貯金及び年金積立金の預託義務の廃止、それから財政融資資金への名称変更と比較的簡単な手続規定のような形で盛り込まれておりますけれども、中身としては大変重要な法案だと思っております。これの眼目は、預託義務廃止というよりはむしろ財投機関をどう改革していくかということに主眼があるのではないかと存じますが、その辺のポイントをお聞かせいただければと思います。

○国務大臣(宮澤喜一君) まさにただいま中島委員が御指摘されましたように、平成十年六月に中央省庁等改革基本法が成立いたしました。その二十条等を踏まえまして、片方で、郵便貯金あるいは年金積立金に從來預託義務を課しておいたわけでございますけれども、これは自由化をすべきであるという主張、それから他方で、いわばそういう預託に均てんしておいた財投というものの、その多くの預託金がいわば財投機関に流れて、そして財投機関が仕事をすること自身について、そういう特殊法人が資金に恵まれているがゆえに十分に厳しい運営をしていない、もっと市場に財投機関の仕事をさすことによって厳しくすべきで

あるというもう一つの目的、その両方を達するためにこのたびの改革が行われるということになったように理解をいたしております。

○中島啓雄君 次に、財投機関の存在意義といったものについて大臣にお伺いしたいと思ひますが、財投機関、特殊法人と言ひ直してもよろしいわけでごいいますけれども、特殊法人の存在について今までのいろいろな批判がございまして、今、大臣がおっしゃったように、入り口の資金を配分するということでも十分厳しい運営がなされてきたかという反省もあるわけですが、この間、言つてみれば公共財と私的財の中間である準公共財を供給する仕組みというのは、これはこれで非常に大事な意義を持つてゐるのではないかとと思つております。

そういうことで、例えばPFIというふうなことが今言われておりますけれども、そういう準公共財を供給する仕組みで伸ばすべきところはむしろもつと伸ばしていったらいいことだと思ひますが、その辺の財投機関の存在意義なり今後果たすべき機能といったことについてお伺ひできればと思ひます。

○国務大臣(宮澤喜一君) まさにそのあたりが問題の難しいところだと思ひますが、一般に、我が国ばかりではございませぬが、納税者の金でなく有償の金をもつて政府機関あるいは特殊法人が仕事をし、各国ともそういう例はたくさんございまして、また我が国でもたくさん機関がそういう目的に奉仕して仕事をしておるわけでごいいます。

おっしゃいますように、税金でする仕事は国プロバの仕事をございしますけれども、それと民間の経済活動との間に広いエリアがありまして、それはそういう機関が担うことが望ましいというところで長い経験の中からそういう機関がたくさんに生まれて、現に仕事をしておるということでごいいます。したがって、その仕事をやめればいいということでは問題が片づくものではもとよりありません。

ただ、そうでありまして、資金的には比較的競争にさらされずにいわば案をして仕事ができるということから、とかく公的な立場もあるがゆえに緩みが生まれるということはあると思ひますので、それはそのとおりであると思ひますので、もつと厳しく資金調達を自分の責任でさせることによつてもつとしっかりコストとベネフィットの原則に立ち返るべきである、そういう批判は恐らく否定し得ないところである、こう考えられます。このたびの改革は、特殊法人が無用であるというのではなくて、特殊法人がもつと厳しい運営をするによつて、民間の企業ではありませぬけれども、その精神をもう少し実行すべきである、このような考え方と申し上げても差し支えないのだらうと思ひます。

したがらして、御質問の先のところは非常に難しい部分がございまして、そういう機関が今度財投機関債を発行することが期待されるわけでごいいますけれども、その財投機関債は国債に比べればより有利だということは考えられませぬので、それだけの負担になる、恐らくコストの増加になる。それを消化していかなければなりませんし、実はそれより前に、国債より有利な条件であつても市中でそういう財投機関債をどこもかしこもみんな受け入れるかという、そう考えるのは極めて楽観的であらうと思ひます。したがつて、どここの財投機関債は市中ではどうも消化できないといったようなことになりかねない、そういう危険はかなりあると思ひます。

しかし、片一方で、そこへほうり込むのがある意味で合理化を強いる一つの方法だという哲学がございしますから、その辺のところでもこれからあつて最後の決着点になるのか。金が調達できないのならもう店じまいしなさいといったような話になりますと、これはおのおのが長い歴史を持ち、いろいろな仕事をしておりますから、そう簡単に申すわけにもいきません。さりとて、それならひとつ今度財投機関債でなくとも少し甘い国債並みの

財投債を回そうかということになれば、これはまた甘い話になるわけでごいいます。

衆議院でもその辺の御質問がありまして、私としては、特殊法人に對してとことん合理化をやつて財投機関債でやるように努力をしてもいい。その状況は予算編成時に十分聴取することができまが、その行き着くところで財投機関債が売れないのならもう店じまいしなさいとばかりはそう簡単には言えないだらうと思ひますが、初めからいいよいといふわけにも当然いかなわけでごいいますから、そこは財政当局としては極力厳しく問題を追求していきまして、そして最後にどういふところで合意するかというところは実はこれからの問題でございします。

特殊法人がたたくさんございしますので、それを見たりまして、私自身は財投機関債というものがそう簡単に売れるとは実は楽観できにくいな。機関によりましては難しいところもあるんではないか、先々のことを想像いたしますとこれはなかなか容易ならざる問題である、そういうことを御示唆しておられると思ひますが、そういう種類の問題でございします。

○中島啓雄君 なかなか現実的な事情を踏まえての御答弁、ありがとうございしました。

今、財投機関債が必ずしも簡単に売れるわけではないだらうというお話がございました。やつてみるとなかなか大変だらうと思ひます。ただ、その場合に、日本の特殊法人の存在というのが、一体どこまで政府の財政的な支援なり政府の保証が及ぶのか、あるいはどこまで自立してやつていくのかという境目がどうもはつきりしないといううらみがあるのではないかと。

今、単年度予算主義というもとで政府の出資金とか補助金とか補給金とか、そういった額は年々決まるといふことで、何かあらかじめルールを決めておといふことにはなかなかない。それでも、今まではかなり厳しい財政状態にある特殊法人についても、暗黙に最後は政府が保証してくるのではないかといふような了解があつて、それ

れなりに市場の評価を受けていた。現に政府保証以外にも縁故債などを出している機関が多々ございしますので、それなりに機能をしていたと思ひんす。

しかし、今後の問題としては、そういう市中における評価がある程度客観的に定まるように、政府と財投機関との関係を、長期の成果目標とか財政支援の限度とか、ある程度ルール化をしていくような方向に持つていくべきではないか。フランスの場合など、特殊法人と政府の間で計画契約といふのを何年か一遍に結ぶといふようなシステムがございしますが、その辺についてはいかがでございしようか。

○国務大臣(宮澤喜一君) 中央省庁等改革基本法で述べられました、冒頭に御説明申し上げましたような思想は基本論としては十分理屈がありますし、多くの方が考え方のものはそれに間違いなと御賛同をいただいているのだと思ひますけれども、現実の問題として、ある特殊法人が経営が困難である、したがつて法律を用いる必要がある場合が多いと思ひますけれども、それなら廃止するかといふことになりましたら、これは国会におかれましては非常な御議論を呼ぶことは必至と思ひます。抽象的には、たくさんあるんだから幾つかぐらいは整理してもいいんだらうというやうなところから、現実にとこといふことになればそれは簡単なことではないし、恐らく立法事項である場合が多いように思ひます。

したがらして、これはこれからかなり長い毎年毎年の予算編成の経緯を経まして、片方で合理化をしていく、他方でいささかでも整理統合といへばこれはもう直ちに、面倒な話でございします。そういう可能性といふものがあるのだらうかと、少なくとも統合とか、そういう長い長い問題がこれからまさに展開をする、その出発点に立つておるといふふうな認識をしております。

○中島啓雄君 ありがとうございしました。次に、政策評価の問題について総務庁にお伺ひをいたしたいと思ひます。

当然、特殊法人等の効率なり成果について評価をしていくことが必要になってくると思いますが、中央省庁等改革の一環として、各省庁がそれぞれ政策評価に取り組むということになっております。その辺について総務省が総括をして、いよいよ来年から始まる省庁改革の一環として実施をするということで準備中と聞いておりますが、その辺の状況についてお答えいただければと思います。

○政府参考人(塚本壽雄君) 御指摘の政策評価でございますが、平成十三年一月から円滑に実施できるようにということで、現在、具体的な手法につきましては研究会を開催して研究を進めておりますと同時に、各府省によります政策やこの実施についての指針となります標準的ガイドラインの立案を進めていくところでございます。

政策評価の手法の方でございますが、これにつきましては造詣の深い有識者をメンバーといたしまして手法等に関する研究会を開催いたしまして、基本的な考え方あるいは評価方法等について精力的に研究を進めておるところでございます。二月に意見・論点の中間整理を行いましたので、今後は六月を目途に研究会等の中間まとめを行いたいと考えております。

一方、実施方法等に関します標準的ガイドラインでございますが、これは四月に総務庁におきまして試案を作成いたしました。ただいま申し上げました研究会での成果も参考にしつつ、各省庁との連携のもとに、七月を目途に政策評価に関する標準的ガイドラインの案を策定いたしまして、その後、関係各方面の御意見をいただきまして十二月までには最終案を取りまとめる、こういう予定で運ばせていただいております。

○中島啓雄君 ぜひ着実な準備を進めていただければと思います。

大蔵省にお伺いしたいと思いますが、今回の財政改革法の一環として政策コスト分析というのを幾つかの機関について、試算ということでございましょうが、お示しをいただいております。

これそのものも今までの慣習からいいますと大変な進歩でございまして、評価をしたいと思っておりますけれども、今後の政策コストが幾らかかるというだけで特殊法人等の評価がなかなか定まるわけではない。

例えば本四公団については、今、繰越損失がかなり出ているというようなことで大変苦勞をしておりますが、昨年開通しましたいわゆるしまなみ海道、これは六十キロの間が全通をいたしますと六千八百円というような、普通車の場合でございますが、使用料になると。これを仮に日本道路公団の通常の高速道路並みということで計算をいたしますと千七百円で済むということになります。て、やはり一つの法人がやっているとゆえにそのコストを賄うために通行料がかなり高くなっているという状況がございまして。

仮に日本道路公団の高速道路並みにしたとすれば、財政状況は悪くなるわけですが、むしろ自動車の交通量としてはふえてベネフィットが増すかもしれないということでございまして、やはり公共事業についてはなるべくコスト・ベネフィット・アナリシスをするというようにすることで、相互に比較をしながらプロジェクトごとに優先順位をつけてやっていくというようにすることが必要ではないかと思っておりますが、その辺についてお答えを聞かせていただければと思います。

○政務次官(林芳正君) 政策コスト分析というところで委員から今御指摘がありまして、お褒めにあずかって大変感謝したわけでございますが、財政機関におきまして、住宅金融公庫、国民金融公庫等、今回五つほどやってございます。コストの方は数字で出しておるわけでございますけれども、委員がおっしゃるようなベネフィットの方はこの表を見ましても定性的に、例えば住宅金融公庫であります住宅取得能力の拡大ですとか、居住水準、住宅水準の向上の牽引、こういうように定量的ではなくて定性的にやっておるわけでございます。

委員が御指摘のように、コストの方は数字で幾

らお金がかかったかということで出しておるわけでございますけれども、便益の方は、では一体どれぐらい住宅がよくなったのかとか、住んでいる人はどれぐらい満足したのか、いわゆるカスタマーサティスファクションみたいなものを数字でやっていると、昨年の八月に初めてこれは出させていたございました。今回はコストの方を数字でやっております。便益の方はいわば定性的な表現にとどまっております。今後はこの便益の方もなるべく数値化をしていくということをやってまいらなければならぬ、大変重要な御指摘だと考えておるところでございます。

これを定量的にきちっと数字でやるといのはいろいろな仮置きをしてやていかなければならぬということでございまして、一応皆さんの議論のたたき台になります。こういう仮置きでこういう数字になりましたというように含めまして、いろいろな角度で勉強してまいりまして、なるべく先生の今おっしゃったような方向で頑張つてまいりたいと思っております。ご意見を伺います。

○中島啓雄君 ありがとうございます。

今、コスト・ベネフィット・アナリシスなどについて話題にいたしましたけれども、特殊法人を客観的にどう評価していくかというのは、手法もいろいろございまして、なかなか難しい問題なんですけれども、やはり客観的な評価、監視の仕組みが必要だろと思っております。

そこで、総務庁にお伺いしたいと思いますが、いろいろな検討の中で、外部監査を導入するとか独立行政法人評価委員会を拡大するということがございますけれども、政策評価もそういった委員会等でやるというような構想が検討されておりました。現在その辺の検討状況がどうなっているか。

それからもう一つ、客観的な評価という観点からいいますと、経理基準についても、なるべく発生主義のもとに企業会計原則にのっとった処理を

していくべきであると。例えば道路公団の損益計算を見ますと、道路事業資産については減価償却費が計上されていない。そのかわりに償還準備金の繰り入れというふうなことで、今までの借入金償還分がその年の事情に応じて繰り入れられる、こういう仕組みになっておりますので、一般企業の会計処理とはかなり異なっております。デイスクロージャーという面ではわかりにくいというふうなこともございまして、その辺は企業会計原則に合わせたいという方向で行くべきではないかと思っておりますが、その辺の御検討状況を聞かせていただければと思います。

○政府参考人(瀬上信光君) お答えいたします。

財投機関改革推進のための特殊法人の評価、監視のルール化の問題でございますが、総務庁におきましては、昨年四月の中央省庁等改革の一環として決定されました行政組織等の減量、効率化等に関する基本的計画、いわゆる減量計画を踏まえまして、平成九年の三次にわたる整理合理化閣議決定等を踏まえつつ、統廃合関連法案の審査や、ただいま御指摘の特殊法人の財務公開、それから評価等に係る実施状況の点検といったことを実施してきているところでございます。

まず、特殊法人の財務会計の関係でございますが、特殊法人につきましては、監事が内部監査を実施し主務大臣の承認を受けることとなっております。すなわち、大部分の法人が会計検査院による会計検査の対象ともされておるところでございます。あわせて、御指摘の外部監査につきましては、特殊会社がいわゆる商法特例法に基づきまして実施をしているほか、政府系金融機関などに導入法人が見られつつあるという状況にございます。

また、特殊法人の会計処理につきましては、昭和六十二年に財政制度審議会公企業会計小委員会において取りまとめられました特殊法人等会計処理基準に従いまして、それぞれの法人におきまして基本的には企業会計の基準に従った会計処理が行われております。こういった状況を踏まえまし

て、平成九年十二月二十六日の閣議決定におきましても、「特殊法人等の財務公開に当たっては、可能な限り民間企業に適用されている会計基準に基づく会計処理を行うものとする。」ということを決意したところと聞いています。

お尋ねのありました特殊法人のディスクロージャーの問題につきましては、従来も財務諸表等の官報等への掲載等による公表あるいはそのための関係法令の改正などの改善措置を講じてきております。

今後、特殊法人につきましては、独立行政法人化等の可否を含め、ふさわしい組織形態及び業務内容となるよう検討していくことを先ほどの減量化計画の中で閣議決定しているわけでございますが、そういった検討の際には、ただいま先生御指摘の外部監査の問題等、透明性の確保といったような観点につきましても十分留意をして進めてまいりたいというふうに考えております。

○政府参考人(塚本雄雄) 御指摘がございました政策評価・独立行政法人評価委員会におきまして、特殊法人につきましても政策評価を取り上げるべきではないかということでございます。

この委員会は、中央省庁等改革の推進に関する方針に基づきまして、現在、所要の政令の立案等の準備を進めているところでございます。この委員会は、総務省が行います府省の枠を超えた政策評価について、その実施計画や実施状況、主要な勧告等を審議するということが任務とされており、その準備作業をこれに沿って進めておるところでございます。

これまで私ども総務庁も、特殊法人につきましては、財務内容から見ました経営上の課題等を明らかにするなどの取り組みを進めてまいりましたけれども、今後、総務省として行います政策評価におきましても、その調査対象として引き続き特殊法人等を取り上げるべきだ、こう考えておる次第でございます。その際、御指摘の政策評価・独立行政法人評価委員会の御意見も伺いながら的確な取り組みを進めてまいりたい、こう考えています。

る次第でございます。

○中島啓雄君 ありがとうございます。

次に、大蔵省にお伺いをいたしますが、これから特殊法人に対する融資の仕組みというのが大きく変わるわけでございますけれども、問題機関への融資といえますか、例えば本四公団とか国有林野特別会計とか赤字の財投対象機関がある。それから、住宅金融公庫などについても、例を挙げては申しわけないのですが、欠損が続いて、自己資本比率というのを単純計算いたしますと〇・三％程度であって、BIS基準の八％とか四％とかいう基準からいって問題にならないような状況である。しかし、これを単純に廃止すればいいというようなことではないというのは先ほど大臣からお話がありましたとおりだと思っております、なかなかこういう問題機関への融資をとめるわけにもいかない。

それではどうするんだという検討が非常に長くなっておりまして、私、国鉄出身だから言うわけではないんですが、国鉄の場合は昭和三十九年に損益上の赤字になりました、四十八年には債務超過の状態になりましたが、結局、民営化ということで抜本的に解決されたのが六十二年というところで、債務超過から民営化まで十四年かかっておると、さらに、債務処理が最終的にかかってくるか、御処理をいただいたのが平成十年というふうな状況で、その間に債務はふえ続けたというふうな実績もございまして、もう少し早目に会社更生といえますか倒産処理といえますか、そういうことを考えていくようなルールづくりをしていくべきではないかというふうな感じもございまして、これは将来の内閣府の課題かと思っておりますが、大蔵省から今のお考えなどを聞かせていただければありがたいと思います。

○政務次官(林芳正) お答え申し上げます。大変重要な問題の御指摘だというふうに思っております。この改革前も財投の計画に新しく入ってきたりまた外れたりということが実はあったわけ

でございます。例えば平成三年度におきましては鉄道整備基金というのが、委員もよく御承知でございますけれども、対象となっておりまして、逆に新幹線鉄道保有機構というのは外れております。平成四年にも、これは民営化もあるのでございますけれども、東日本旅客鉄道株式会社と一連の株式会社、それから中小企業信用保険公庫なども外れておりまして、いろんな理由でこの中に入ったり外れたりということで不断の見直しをやつてきてまいつたわけでございまして、その際に変わらざる原則というのは、民業補完、償還確実性という観点をきちっと当てはめてやってまいつたわけでございます。

今回こういう改革をいたしますと、先ほど大臣から御答弁があったとおりでございます。財投・機関債や財投債ということで市場からチェックを受ける。今までのように預託で、お金がまずありきということではなくて、必要な額を能動的に調達をしないと金銭はつけないということになりますので、そういうときに審査をそういう目で見ますと、より一層今までの観点をきちっともう少し厳しく見ていくことになる、こういうふうにも思いますので、今、委員がおっしゃいました、なるべく早期にそういう決断をするということにもこういうことをやることによって資するのではないかと考えておるところでございます。

○中島啓雄君 ありがとうございます。

次に、財投機関の資金調達について大臣にお伺いしたいと思いますが、今回の改革で財投機関債と政府保証債と財投債と三つの発行区分があるわけでございますが、どういう原理原則でその辺の発行区分をしていくのか。市場原理重視という観点からいえば、先ほどからもいろいろお話をございましたけれども、やはり原則は財投機関債というところで、各特殊法人がみずからの力で調達をするということが主眼だろと思っておりますが、その辺の基本的なお考えを伺わせていただければと思います。

○国務大臣(宮澤喜一) 考え方の順序といたしまして、特殊法人につきましては入り用な資金を財投機関債の発行で自己調達する、そのための最大限の努力をしよう、これがまず基本でございます。

しかし、それがなかなか簡単でないということになりました場合に、幾つかの検討をしなければなりません。一つは、そのやっております業務が民業補完という観点から見てどうしても必要なものか、あるいは将来の国民負担についてどのようなコストになるか、それから債券の償還がどのくらい確実であるか等々、言ってみればその特殊法人のやっております仕事を全部ゼロベースから洗い直してみ、そしてぎりぎり必要とされるものについて、それでは財投債を分けましょう、こういうような方式になろうかと思っております。

しかし、財投債そのものにつきましても、郵貯、年金がこういうことになってまいりましたから、いろいろ支援は結果的に受けることになっておりますものの、財投債なら何でも売れるというわけにはまたまいらないということがございますので、これはもとより国会の議決を受けた範囲内でございまして、それにも制約があるということでございます。

なお、政府保証債は、従来のいらないきさつがございました、あるいは外国で起債をするといったような場合に必要なケースがあるようでございますから、それは例外的なものとして考えていくと。

私としては、そういうことを考えておるわけでございまして、法案が成立いたしましたら、まず予算編成に際しまして、所管各省庁あるいは各機関にそういう考え方を徹底しまして、八月末の財投要求までに十分に検討していただくと思っております。

ただいまのスタンスとしてはそういうことでございまして、御存じのように、財投機関債がおいそれと売れるかどうかというところは、今から余り樂觀を許さない大変に困難な作業になると

思いますけれども、考えてみればそれがこのたびの法律改正の一つのねらいであるというふうに思っていますので、そのところは各省庁、各機関にも十分理解をいただいた努力をお願いしたいと思っております。

○中島啓雄君 それでは、一つ、政府系金融機関の貸し付け条件の問題ですが、例えば日本政策投資銀行が民間に社会資本充実のために貸し出す際の条件というのは、大体二十年とか三十年とか長期間でかつ条件が固定されている場合が多いわけでごさいます。現在でも十年前、二十年前の貸し出しの物件についてはかなり利率が高い。六%以上というふうなものもございます。

十年ごとに金利を見直す選択ができるようにするというような御検討もあるように聞いておりますが、民間の常識で言うところ、五年程度で見直しているというふうな例も多いですし、繰り上げ償還等もございます。これはもう刃の剣といえます。今、金利が下降している面では借り入れる側の方は条件を直してもらった方がいい、逆に金利が上がる局面になってくると逆のことが言えるわけでごさいますけれども、しかしもう少し弾力的に貸し付け条件というのは考えていただいてもいいのではないかと気がいたしますが、その辺、大蔵省からお願いたします。

○政務次官(林芳正君) お答え申し上げます。まず、今、委員がまさに御指摘になりましたように、今回の改革に伴いまして、貸付金利については十年ごとの金利見直し制も選択可能だというふうなことも検討しております。いろいろな多様化を図っておるところでございます。各政府系金融機関におきまして、こういう改革をするので資金調達の方があるというのを今検討しております。入り口の方がそういうふうな多様化をしてまいりまして、今度出口の方もいろいろな検討をしなければならぬ。逆に言えば、出口を考えますと入り口の方はこういうふうなことをしなければならぬというように逆に出ているわけでごさいます。いわゆるALM管理ということを通じてまいり

いろいろな検討が今回の改革によって進められていくというふうな承知をしておるところでごさいます。

それで、今、固定金利と繰り上げ償還というお話がありました。これも政府系金融機関といふのは民間でございまして、民間ではなかなかできない長期の固定で安定的な資金を供給するというのもその性格がございまして、これは貸し出しをするときにお客様にも御説明をして御理解いただいております。

そういう原則に立ちますと、その約定どおりに弁済をいただくというのが原則でございしますが、ただ委員が御指摘になったように取り巻く環境がいろいろございまして、金利が大きく動いておるといふこともございまして、こういう原則を踏まえながら一定のルール、これは期限の利益の分の一応とった上で任意繰り上げ償還をできるようにしてあるわけでごさいます。こういうルールをつくりまして対応してきておるところでごさいます。

いずれにしましても、今度この入りと出ということがある自由な組み合わせができるように逆に行えばなるわけでごさいますから、それぞれのところをいろいろ工夫をしてみようというところを期待いたしております。我が方もそれに対応してまいりたいというふうな考えておるところでごさいます。

○中島啓雄君 ありがとうございます。

次に、郵便貯金、簡易保険の問題について郵政大臣にお伺いさせていただきます。郵政大臣に

郵便貯金等の預託義務を廃止し、運用を自由化するということでごさいますけれども、一般の国民の立場からいいますと、国営事業である郵便・簡保の資金の運用が自由化されるということはどういうメリットがあるのか、なぜなのかなというのがやや理解しにくいところもあると思っております。国民に対してわかりやすく説明をするかどうか、意義、目的があるのか、その辺をお聞かせいた

ければと思います。

○国務大臣(八代英太君) お答えしたいと思います。まず、財政改革によりまして、財政の資金調達につきましても、必要な資金を市場において財投債、財投債関係によりまして能動的に調達する仕組みに改めることとなっております。あわせて、郵便貯金につきましても、資金運用部への預託義務が廃止されまして全額自主運用することとなるわけでごさいます。

いずれにいたしましても、国民の皆様から小口預金をしていただいている郵便貯金でございまして、まさにそれが地域のいろいろなことに使われるということも含めて、一体私のお金はどんなふうに使われているんだらうという思いを持ちます。と、私たちは入り口の分野だけでごさいます。が、いよいよこれから出口まで責任を持つということになってまいりますので、先ほど来、林政務次官の方からいろいろお話がありましたように、まさにこれは安全確実な、そしてそれがまた小口預金者にもいいことに使われているんだと納得いただくような、そういう自主運用ということに心がけていかなければならないというふうな思っております。

○中島啓雄君 ありがとうございます。今回の運用の根本的な考え方として、確実、有利でかつ公共の利益の確保にも配慮しつつ行うということが郵便法、簡保法に書かれておりますけれども、やはり重点は確実性というのをどう担保するかということにあるのではないかと、そういうような気がいたしますが、その辺のお考えはいかがでしょうか。

○政務次官(前田正君) お答えいたします。郵便・簡保資金の運用は、確実で有利な方法により、かつ公共の利益の確保にも配慮しつつ行うとの運用原則を法律上設けておるところでごさいます。まず、郵便・簡保資金は国民からお預かりをした大切な資金であることから、何よりも確実に運用することを重視することとし、その中で事業経

営を支えていくために極力有利に運用することといたしております。さらに、郵便・簡保資金は公的な性格の資金でございまして、確実、有利な運用を前提としつつ、地方公共団体への貸し付け等、公共の利益にも配慮した運用を行うこととするものでございまして、以上の三つの運用原則の調和を図りつつ、できるだけ適切な運用に取り組みたいと考えております。

具体的には、安全確実な債券への市場の運用を基本としつつ、郵便・簡保資金の地域への還元等の観点から地方公共団体への貸し付け等を行ってまいり決意でございます。○中島啓雄君 今おっしゃった原則のバランスが重要だと思っておりますが、確実性をどう担保していくかという観点で若干お伺いしたいと思っております。二百六十兆円を超す郵便貯金、百兆円を超す簡保資金というふうなものが一遍に市場に出ていくわけではないですけれども、こういう国民から預かった膨大な資金が目減りをするとか、あるいは利子がつかなくなつたというふうな状態になっては大変なことではございまして、今後その辺の運用については具体的にどのような管理手法を考えておられるのか。

アセット・ライアビリティ・マネジメントというふうなことも取り入れられると聞いておりますが、その前段としてポートフォリオマネジメントといいますが、個々の運用主体、リスク資産と安全資産にどういうような割合で運用していくか。法律の中には金融債等への運用は二〇%以下ということが書かれております。法律上余り運用の細かいことを縛るのはいかかと思っております。当面、安全性を重視するという観点で、具体的な運用についてどんなお考えなのか。研究会の中間報告の中に準備金制度の導入というふうなことも取り上げられておりましたが、そういうこともあわせてお聞かせいただければと思

います。○政務次官(前田正君) 運用の確実性をどのよう

に担保するということですが、私どもの考え方としては、郵便貯金事業については、適切な資金運用を行いつつ、預金者への元利金の支払いを確実にしていくことがまず求められているものでございます。このために、御指摘の運用の確実性を図るために、法律上、運用上の仕組みや方策を講じております。

すなわち、法律上の措置といたしましては、郵便貯金法等の一部を改正する法律案におきまして次のような措置を講じております。

第一には、運用対象につきましては元本保証のある債券を中心として法定、法で定めることといたしております。さらに、社債等リスクのある債券につきましては、それぞれの運用限度、先ほど申されましたとおり、資産総額の約百分の二十以下を設けております。

第二に、運用計画につきましては、郵政審議会におきまして運用の専門家のチェックを受けるなど、適切な運用手続を設けることといたしております。

さらにまた、実際の運用に当たりましては、安全で確実な債券を中心とした市場運用を行うことを基本とするともに、運用手法につきましても、特定の銘柄に偏った運用とならないようにできるだけ分散投資を行うとともに、しかも短期間の値ざや稼ぎを目的とし頻繁に売買を繰り返すこととのリスクを避けるために、長期的また安定的な運用手法、いわゆるバイ・アンド・ホールド手法をとるなどしてさらにリスクの低減を図ることといたしております。

なおまた、準備金につきましては法律上の制度というものはございせんが、郵便貯金が債券を中心とした市場運用に移行することに伴いまして、運用に伴う損失が結果として国民負担につながるものがないように、現在の積立金に加えて保有資産の価格変動のリスクに備えるための準備金制度を設けることといたしております。

これらによりまして運用の確実性を確保してまいりたいと考えております。

○中島啓雄君 ありがとうございます。

○伊藤基隆君 民主党・新緑風会の伊藤でございます。

冒頭、官澤大蔵大臣にお尋ねいたします。私は報道によってその状況を知ったわけでございますけれども、ゼネコン汚職で埼玉土曜会の談合告発を見送るよう公正取引委員会への働きかけを依頼され、いろいろを受け取ったとして、あつせん取賄罪に問われた元建設相の衆議院議員中村喜四郎被告らの控訴審公判が昨日東京高裁で開かれたわけですか。

中村被告は、弁護側の被告人質問で、官澤喜一首相から官邸に呼ばれ現金三百万円が入った紙袋を受け取った、独禁法の罰金引き上げへの協力依頼などの意味だと思ったと述べたようでございます。中村被告によると、官澤氏から三百万円を受け取ったのは告発見送りを公取委員長に迫ったとされる約一カ月前の一九九一年十二月二十六日であつて、官澤氏は現金の趣旨などを説明しなかったが、罰金引き上げなどの件で呼ばれたというふうに出てくるようでございます。さらに、中村被告は、総理から直接渡され断ることができなかったと言ひまして、その際、官澤氏と二人だけだったのが、帰りに当時の加藤紘一官房長官の部屋に寄つてこのことを報告、加藤氏は、知つてゐる、もらつておけばいいと言つたと供述してございます。

これが報道の内容でございます。そこで、大蔵大臣にお伺いしますけれども、一九九一年十二月二十六日に首相官邸で中村喜四郎衆議院議員と面会したことが事実としてあるのか、お聞きしたいと思います。

○国務大臣(官澤喜一君) 昨日、そういう陳述があつたということで報道機関から聞かれましたので、私の事務所からは、これは公判中の事件でございますので私としては何もコメントをしないことが適当だと考えまして、そういうお返事をいたしました。ただいままたお尋ねでございますが、

平成三年と言われましたか、どうもそういう記憶がございません。

当時、おっしゃいますように、独禁法の改正という問題が日米間の懸案であつたことは記憶をいたしておりますが、それも公取委員長がいろいろに各方面と連絡をしながら妥結を図つておられた、そのことは間接的ですが報告も一遍ぐらい受けたことがありまして知つておりますが、建設業者の汚職というようなことは私は全く存じませんでした。別段、総理大臣のところまで来るような出来事でなかつたからであらうと思いますが、その点は存じません。

なお、中村喜四郎氏は国会対策委員会の有力なメンバーでございましたから、時々、国会の模様について総理官邸に見えております。それがたゞいまおっしゃつた日であつたかどうかはわかりませんが、来られてゐることは時々ございました。そのとおりです。

○伊藤基隆君 当時の「官邸日々」というのがありまして、総理のことが常に報道されておりますが、一九九一年十二月二十七日の毎日新聞で、二十六日の午前十一時三十一分に中村喜四郎衆議院議員が総理をお訪ねしているという記録がございます。ですから、おっしゃつたように行き会つてゐると。ただ、公判中の案件であつてコメントしないということでございますから、お会いになつたことはお会いになつたけれどもその他のことについてはノーコメントということだろうと思ひます。

したがつて、現金を渡したとか、またそうでないとかということも述べられておらないわけですが、私も、私は、一國の首相が執務室においてこのようなことをやつたということになれば、大変例のないというか、ゆゆしきこと以上の問題でありまして、政府の権威、政権の権威とか、そういうものにかかわる問題になつてくると思うんです。さまざまな手法はあるのかと思ひますけれども

も、そのことに今言及するわけにはいきませんけれども、そういう問題が公判の中で述べられたことは、いかに公判中の事案であつたにしても、当時の総理、大蔵大臣が名誉を著しく傷つけられてゐるということはあるかと。そういうことについてどのように処すつもりか、またはどのようにお考えになつておられるか、そのことについてお伺いしたいと思います。

○国務大臣(官澤喜一君) それが公判中であるというこの意味にも関連をいたしますが、実は私自身がそういうこの記憶が全くございませんので、ございせんと思ひます。申し上げた方がいいからそのように申し上げました。

それで、総理執務室で現金をということは実は余りないと思ひます。たまたま私の場合もそうですが総裁を兼務しておりますから、なかなか党に行けない。そして、たまに公認料のようなことがございまして、たまたまの公認があるような大きな選挙でしたら党へ行きまして時間をつくつていたしますが、補欠選挙とかなんとか、そういうごくごく一人とか二人とかという場合に、党の方から言われまして公認料をお渡しする、どうも一々官邸から本部に参れませんか。そういうことはごく例外的にあるということとございまして、総理の執務室に金を持つておつてそれを渡すというようなことは普通いたしません。

したがひまして、ここでもまあ私の名誉の問題と申して申せないことはありせんけれども、自分の記憶にないことであるし、片っ方は公判廷で述べておられることとございまして、公判中のことでもあると言つて、そう返事をしておるわけでございます。

○伊藤基隆君 この質問はこれだけにしておきます。さて、本題に入りますけれども、実はきょう九十分間私が質問するわけですが、最後の段階で聞きたいと思つてゐたことを冒頭お聞きしたいというふうに思ひます。

まず、郵政省貯金局長を政府参考人と呼びしておりますけれども、その郵政省の見解を冒頭お聞きします。

イギリスでは、ビッグバンと証券市場改革で個人の高度で多様なニーズに対応する新しい金融商品が開発された。日本でも、ビッグバンによる自由化によって我が国の個人の資産運用に変化が起きることが十分に予測されるというふうに考えております。同時に、高齢化社会を目前に控えて、千二百兆円と言われる個人金融資産のより有利な運用を実現することが社会的に求められているのではないかと考えています。

厚生省の人口推計、一九九七年の一月によれば、二〇二五年には六十五歳以上の高齢者が人口の四人に一人を占めると言われておりまして、我が国は世界に例のないスピードで高齢化社会を迎えようとしております。これに備えまして、公的年金、医療制度の改革、公的介護保険の導入など諸課題が政治課題として重要な扱いを受けているところでございます。

こういった社会保険制度などの見直しは、急速な高齢化によって人口構成にゆがみが生じ、後世代に負担がかかるのを防ぐために行われているという社会的な要請であろうかと思えます。この後世代の負担を和らげるためには、もう一つ、高齢者にも自助努力を求めることが必要となってくるのも当然かというふうに思っております。

そこで、高齢者の自助努力を可能にする意味でも、千二百兆円まで蓄積された個人金融資産を有利に運用することが必要となるんじゃないか。個人金融資産が巨額化した社会では運用の巧拙によって影響が大きくなりますから、分散投資をねらってポートフォリオ運用へのニーズが高まっています。そのために運用商品の多様化が図られる必要があるかと思えます。

一方、その不安、リスクを補う方法としての個人の資産運用の条件を見たときに、幾ら金融ビッグバンが進み市場化が進んでリスク分散の金融技術が進んだとしても、最適なリスク配分が成立す

ような完備市場が出現することはあり得ないだろう。単純に考えただけでも、逆選択やモラルハザードの問題や市場の欠如のない市場への不参加などが挙げられるわけでございます。市場化が進み負担すべきリスクが増大する一方で、しかも不完全市場ではそのリスクを十分に分散できない可能性が残ります。

例えば、今のアメリカで何らかのショックで不況になって、あるいは個別産業の衰退等で失業すると同時に、株価の暴落で年金基金が巨額の損失をこうむるようなリスクがあったとします。こうしたリスクこそヘッジされる必要がありますけれども、不完備な市場で対処することは困難だろうと思えます。

このようなマクロリスクの発生を可能な限り抑えると同時に、これらのリスクを分散化する手段や枠組み、安全確実な貯蓄手段といましようか、またこうした枠組みなしに高齢化と市場化だけが進むことは社会的な安定を損なうことにもなるかというふうに考えております。

このような中で、郵便貯金の役割はどのように変化すると予測しているのか、郵政省の考え方を伺います。

○国務大臣(八代英太君) 金融ビッグバンによる自由化は、業態を超えた活発な競争を促すとともに、利用者の幅広いニーズにこたえる多様な商品あるいはサービスの提供が期待される一方で、個人の資産運用にありましても自己責任原則が求められる時代となつてまいりました。リスクを伴う金融商品につきまして、金融機関が説明責任を果たすことの必要性がますます高まってくるだろう、このように思っています。

ただし、依然として千二百兆あるいは千三百兆円を超えたと言われる個人金融資産の中心が安全確実な預貯金であるように、高齢者を含む小口個人というものは高度化、複雑化する金融商品に対する知識とか情報が十分ではないことも多くて、必ずしもリスクを積極的にとることが難しい場合も多いものと思われまます。

金融ビッグバンになって、例えば今低金利の時代でございますが、郵貯なども利息の低いところから高いところへ流れるという懸念も私たちは持たないわけではありませんが、日本人の国民性と申しますか、身近なそうした高齢者を含めた小口預金者は非常に郵便貯金というものに信頼を高く置いておりますだけに、これから自主運用をするにつけても、こうした人たちの心を大切にしながら私たちはいろんな意味での取り組みをしていかなければならないというふうに思っております。

このような中であつて、簡易で確実な貯蓄手段を全国あまねく公平に提供するというのが郵便貯金でございます。特に小口個人の御利用者にとつては引き続き重要な役割を果たしていくものと思っております。

今、委員御指摘のように、アメリカなどでは、例えば身近なところの銀行が経営不振で畳んでしまった、預けるところがないわいというようなことで、小口預金も含めたユーザーの方々の不安というものが今いろんな国にあるというようにも聞かれます。日本のまさに全国津々浦々に二万四千七百、山間地域であれ離島であれ、こうした窓口がしっかりとあるということの信頼性はこれからも育てることが必要であると思えますし、まさに私たちもそこに預け入れられた皆さんの手となり足となつて、知能となつていろいろこれから確実な運用を図りながら皆さんへの還元策ということも考えていくことが責任を果たすことだと、このように思っているところでございます。

○伊藤隆雄君 せっかく大臣がお答えくださったので、では今の問題を少し発展させてお聞きしたいと思えます。

日本の場合、個人の金融市場を見てみると、公的な金融が今日まで大きな役割を果たして、今日も果たしています。公的な年金でも今資金が百三十兆円ある。さらに郵便貯金という非常に大きな役割を持ったものが存在し続けてきた。

これらが今回自主運用ということになったときには、今まで預貯金というふうに個人の金融資産の保有形態はとらえられていたけれども、市場において、それも安全確実な市場という制限下で行われるにしても、市場化するわけでありまして、まさに巨大なファンドの登場ということになろうかと思えます。性格が変わってくるんじゃないかと。預貯金というものが大蔵省に一括預託されて国の管理のもとに財投で運用されてきたのが、実現するかどうかはわかりませんが、財投機関債というものが出てくるという状況もありましようし、市場との連携が非常に強くなってくる。もはや郵便貯金という性格だけでは成り立ち得なくなってくるんじゃないか。

私は前の委員会でも質問して大蔵大臣からもお聞きしておりますけれども、市場全体の中で預貯金という形態から投資信託への道が強くなってくる。個人の資産を運用する場合の変化というものが状況の変化の中で生まれてくるわけですから、それは公的セクターの金融市場の変化が各個人の資産運用に対する認識の変化になっていくのか、各個人の自己の資産運用に対する変化が公的セクターの市場に変化を与えるのか、それはわかりませんけれども、今、大臣がおっしゃったような認識で郵便貯金が存続するとは私は思っておりません。そういう単純なことでは行き切れない、川を渡ったんだというふうに思うんです。

だから、郵政省にはぜひその辺の認識はどうなっておるか聞きたいわけです。そのために貯金局長を呼んであります。貯金局長からその話を聞きたい。

○政府参考人(園宏明君) お答え申し上げます。これまで郵便貯金につきましては預託義務というところで資金運用部での預託利子が収入となつてきたわけでございますが、昭和六十二年以降、一部自主運用ということをやつてまいりました。これが全額自主運用となるわけでございますので、責任の主体としまして、これまでいわゆる運用の部分につきましては運用部にお願ひしていたとい

いますか委託していただくものが自分で責任を負わなくちやいけないということ、大きく責任という観点での変化が生ずることになるというふうに考えております。

その場合に、運用の対象につきまして、公的な金融でございまして、運用範囲を定め、運用計画等、国会のコントロールも受けてやっていくというふうになるわけでございまして、完全に民間と同じスタイルではない公的な一つのユニークなスタイルになってくるというふうに考える次第でございます。

そうした場合に、金融自由化対策資金といふものも、昭和六十二年以降でございまして、資金運用部も含めまして公的な金融を市場化しようというふうな動きでやってきたわけでございまして、今回これが完全に市場化していくと、これは財政融資資金もそうでございまして、郵便貯金も市場化していくということになりますので、これはかなり仕組みとして質的な変化が進んでいくということとは委員御指摘のとおりではないかというふうに考えております。

ただし、公的な金融ということと申しますと、先ほど申しました運用範囲の制限というふうなものもございまして、いろんな仕組みにつきましても公的な規制がございまして、そういう中で、完全に民間とは違った一つの役割、制約の中で運用と郵便のサービスを提供していくという役割につきまして、一つの仕組みとして新しい変化をしていくということになるのではないかとというふうに考えておる次第でございまして、

○伊藤基雄君 今、突然聞いたわけでありまして、大要これは難しい質問だったかと思ひます。認識があつたからといって冒険的に答えるわけにいかないかと思ひますが、これは将来非常に重要な問題になってくるというふうに思ひますから、引き続き私もそのことについては考えますけれども、郵便貯金を統轄する立場からは十分な研究をしていつていただきたいというふうに思ひます。さて、大蔵大臣と郵政大臣、御両所にお伺ひし

たいわけでありまして、公的な金融の変化ということとを今取り上げたわけでございましてけれども、出口に目を転じますと、金融自由化の進展によつて間接金融から直接金融に比重が移つて、より市場性の高まる中で各プロジェクトごとに各期間ごとの短期的な利益が重要視される傾向が進むのじゃないかというふうに思ひます。

したがつて、巨額な資金を要する、短期的には利益を生まないが長期的には利益を生むような長期プロジェクトは敬遠される傾向が強まるというふうにも思ひます。短期的に利益を得る取引機会があれば、一般に高い不確実性を持つと考えられる長期取引を行うインセンティブは低下するからであります。また、そうした長期プロジェクトのリスクを再配分するような市場、あるいはそうしたリスクを負担する民間経済主体が存在しないかもしれせん。

公的な金融は、量だけでなく、政府系金融機関及び期間に関する規模の経済を基盤にして、資金仲介コスト及びリスクの低減を可能にしておつて、こうしたプロジェクトの資金仲介に適していると考えられます。また、郵貯が自主運用ということになると、先ほど申しましたように、これまた郵便貯金が一層の巨大なファンドの出現となるわけで、その具体的な資金配分の姿は我が国の社会経済にも影響を及ぼすものというふうに見なければなりません。

今後、金融の自由化、日本版ビッグバン、金融の情報化、巨大化、グローバル化などの大きな変化の中で、公的な金融システムは従来と違う新たな局面の中でより大切な社会的役割を持つ可能性あるいは必然性が生まれるのではないかと考えますが、この点に対する御認識を両大臣にお伺ひしたいと思ひます。

○国務大臣(宮澤喜一) ただいま御指摘の問題は、これから我が国のみならず市場経済社会での金融、それからいろいろな意味での社会開発のあり方に深く関係する問題であらうと私も思つております。

御承知のように、アメリカの経済におきましては企業の経営者の交代が非常に早いというところは相互が知つておるところでございまして、その一つの原因が、経営者としてできるだけ早く株主のために利益を上げる、どれだけの実績があつたかという評価をかなり厳しくされてきたことはもう昨今のことではございせん。かなりアメリカの市場経済、企業の特徴でありました。

我が国の経営者が比較的、いわば一つの企業に育つて企業の将来というものを長く考え得る状況にあるのに比較して、一種のタレントがある企業からできるだけ早い期間に利益を上げる、このことがアメリカの経営者だとすう言われるようなところがございまして、このことのメリット、デメリットは随分長く議論されてまいりました。殊に、企業の株式がいわゆる機関投資家によつて大量に保有されて、そして機関投資家の経営者がまた早く利益を上げなければならぬという立場にありまして、機関投資家が企業に対してクイックなリターンをいわば強要するというよりはせつとく傾向がございまして、その場合、極端に申しますと、企業の経営者は、この施設設備は少し長く置いておいた方が長期の利益に奉仕すると思へば、ときには非常に大きな利益が出ますから、どうしてもそういう誘惑に駆られやすいというのが従来言われていたこととございまして。

今お話ししたことはそのことに関係がございまして、昨今のようにマネーというものがいわばすべてになり、しかもクイックにそれが行われるというところは、そもそも長期の投資家の立場というものを危うくするものでございまして。それはもう明らかにそうだと私は思ひます。したがつて、おっしゃる通りに、企業が長い将来を考えて投資をするということはどうしても難しくなつていかなるを得ないだらう。そういうときに、そういう長い目で国民経済に奉仕するような投資、あるいはインフラストラクチャーというものをだれがやるのかという問題はどうしても出てこざるを得ない、そういう今の趨勢だと私も思つております。

それが、今、伊藤委員の言われるように、私的な利益を必ずしも追求するのではない、しかし国の税金で国がする仕事でもない、そういう分野をだれが受け持つていくのかという問題につながつていふだらう。そこまでは、御質問の趣旨は、私はどうもそうならざるを得ないかなと。

ただ、それがどういふ機関によつて行われていくかというところはやっぱりこれからの問題であらう。あるいはおっしゃるようなことが答えであるかもしれない。しかし、いわば市場経済でない機関がそれをどのように的確にやっていくかということにつきましては、私も今見通しを申し上げるほどの知識を持っておりませんというお答えになるうかと思ひます。

○国務大臣(八代英太) 株であれ為替であれ、昨今はマネーゲーム的な様相も呈しているグローバル化された中にありまして、私ども、こうした状況の中でどのように運用していくかということも大変責任が伴うわけでございまして、これまで財政につきましては郵便貯金等を主要な原資として社会資本整備などに活用されてまいりましたし、我が国の経済発展に貢献してきたという思いは強うございまして。

しかし、近年、財政の効率性について問題点がいろいろ指摘されたことなどを踏まえて、郵便貯金等の資金運用部への預託義務が廃止されて、財政の資金調達について、市場原理のつととして、そういうものにするんだということとこの財政改革が行われることになったわけでございまして、こうした改革によつて財政の効率化が果たされていくとは思ひますけれども、有償資金を用いて国の各般の施策を効率的にあるいは効果的に実施するといふ財政そのものの役割というものは引き続き重要なものであるというふうに考へております。

なお、郵便貯金につきましては、財政改革に伴ひまして市場において安全確実な債券を中心とし

た市場運用を行うことが基本となりますが、この中で一般の国債、地方債等のほかには財投債、財投機関債等への運用によりまして市場を通じて間接的に公的部門に資金を供給していくことになると思っております。また、市場運用の例外として、財政計画の中で郵貯資金を地域に還元するという観点からは、これからは地方分権の時代でもございますから、地方公共団体貸し付けを行うことといたしておるわけでございます。

このような改革によって、郵貯等の公的資金がこれまでより効率化された形で我が国経済、そしてまた社会各般の施策のためにその資金がより有効に活用されて、そして運用の面においても社会的な役割を果たすことができるのではないかと、うふうに考えておる次第でございます。

○伊藤基雄君 これは質問ではないんですが、質問しようと思つたんですが、ちょっと整理がつかないでいることでありまして、問題提起といひましようか、感想的に申し上げておきたいと思うのでございます。

私は、先ほど質問の中で情報化、巨大化、グローバル化ということをおえて申し上げました。これは並言で申し上げたものではございません。金融というものが実物経済を補完する立場から自己増殖して、その金融自体が増殖しながら活動するという時代になってきている。しかも、先ほど大蔵大臣も非常にスピーディーにと、それは情報化の問題でございます。

そもそも生産と消費というのは、多少のさまざまなミスマッチがありながらも神の御手によって結局は修正されつつ経済が動いてきた。そこに金融が入り込んで、消費は消費そのものの質的、量的な変化というものがその金融によって触発されて動いて、経済が動き始めて、巨大な消費、巨大な生産ということになってきた。しかし、その後はさらに金融が自己増殖したという時代になっておる、今なってきたと思うんです。それでは、グローバル化の中で、大蔵大臣の答弁にありました日本のインフラストラクチャーに

ついてどうやっていくかというふうなことに、この巨大化した、グローバル化した金融は力をかしてくれないんじゃないか。それはもう別世界の出来事になって、国籍はないんじゃないか。そう言ったときに、では長期的なプロジェクトというのをどうしていくかということは、非常に政策的といひましようか、国の基盤を守っていくときの非常に重要性がある。

私は、EUとかアメリカというのは基軸通貨ないしは基軸通貨になり得る通貨を持っています、将来ともそのことは市場原理の中で長期的プロジェクトも遂行されるという自信があるんじゃないかと思つていますが、日本にはそういうものがないんじゃないか。というときに、日本国内における国益をどうするかという観点での長期プロジェクトを遂行していく公的金融セクターというのをどうしても存続させていかなければ、世界の中の一極と言われる日本は一極の立場を瓦解させるんじゃないかというふうな思つております。

そういう意味で、国益というのはさまざまな視点があるでしょうが、社会的なインフラストラクチャー、そういうものを確立していく、社会の安定をつくるべく、そこに住む国民の個人的金融資産の保全を図る、通貨の安定も図るというふうなもの、はさまざまな国益としてあるわけですが、私は国益の観点から公的セクターの仕組みというものを、システムの仕組みというものを確立し続けていく責任が政府という国にはあるんじゃないかというふうな思つております。

もう一つは、従来、個人部門からできるだけ低利で資金を集めて法人企業部門へ資金を供給する、そういう仲介機能を銀行が担ってきました。郵便局に集まった資金も財政投融資によって民間金融機関を補完する形で法人企業部門へ供給されました。こうした金融システムでは、個人部門を低コストの資金調達対象とみなしてきたのではないかと思います。ただ、企業の資金需要が変化して、また資金調達も間接金融から直接金融に変化してきてまして、こうした状況に対して個人金融資

産の新しい活用を考えなければならぬという時代ともなったのではないかと、うふうに思ひます。

調べますと、低成長時代に入つて企業の実物投資意欲は鈍化し、これまで恒常的に資金不足部門であった法人企業部門も一九九四年に資金余剰部門に転じて黒字の状況にあるのでございますが、低利の金を、低利が当然のような戦後の政策でございましたけれども、そのことが続いて日本の復興があつて、経済発展があつて、今日は苦しんでおりますけれども、そういう経過が今日まであった。これの変化が起こつてくる。

これは企業における資金の蓄積と同時に、個人がそのことを知っているということ、金融市場に対する直接的なつながりを持つてくるんじゃないかということ、私は、グローバル金融の中で国内の国益をどう守るか、そういう変化の中で個人資産をどう守るかの両面で、ある意味では公的金融システムというのを変化させながらどう存続させるかということが重要な政治課題になってくるんじゃないかというふうな思つてるところでございます。

さて、最終的に聞きたいことを冒頭質問したわけでございますけれども、これから少し個別の問題について質問してみたいというふうに思ひます。

財投、公的金融システムは長期の資金を供給することです。これまで我が国の社会資本整備に大きく貢献してきました。例えば平成十年度末において日本道路公団の整備した高速道路、有料道路は七千キロ以上、住宅金融公庫の融資を受けた住宅戸数は千七百戸でございます。仮にこれらに必要な資金をすべて租税収入で賄つていたとしたら、社会資本整備はここまで進んだらうかという疑問は当然でございます。また、一昨年度、民間金融機関のいわゆる貸し渋り問題が出てまいりましたが、これに対して政府系金融機関が一定の役割を果たしたことも重要な問題でございます。

私は、財投があつたからこそ社会資本が整備され、国民生活の質が向上したと思つております。市場が不完全で失敗があるような場合には公的金融システムが必要となるというふうに考えております。そうした意味で、財投、公的金融システムやこれを支えてきた原資である郵貯、簡保、年金は日本経済に大きく貢献してきたと思ひます。

しかし、一方で、ここ数年、財投に対する批判、不満の声も高まってきておりまして、新聞記事をずっと時系列的に見ておきますと、住宅・都市整備公団、現在は都市基盤整備公団でございますが、日本道路公団、年金福祉事業団、雇用促進事業団、現在は雇用・能力開発機構、商工組合中央金庫、北海道東北開発公庫、現在は日本政策投資銀行に統合されておりますが、本州四国連絡橋公団、石油公団など具体的に新聞紙上でも取り上げられてきてまして、特に財投機関である特殊法人などの経営問題が注目を集めております。

だからこそ今回の財投改革が行われることになったと思ひますが、ここで大蔵省の財投改革の問題点というのはどこだったんだらうか、入り口とか出口とかという話もありますけれども、その点について大蔵省の見解をお聞きしたいと思います。

○政務次官(林方正君) 今、伊藤先生から御指摘があつたような経過をずっとたどつてまいりました。今、一定の評価をいただいたわけでございますが、税金のかわりに有償資金を用いるところで国の各般の施策を効率的、効果的にやってきたわけでございます。また、今回の累次の経済対策におきまして、例えば貸し渋り対策等その時々に必要な施策をやつてまいりました。また、先ほど大臣からも御答弁がありましたように、英米独仏、諸外国でもこれに似たような制度があるわけでございます。

他方、問題点もいろいろ指摘されてまいりました。ところでございまして、まず一つ目には、この出口

になるような可能性が出てくる場合があり得る、
 そういう場合には日本銀行にもいろいろとやつて

ただこうということになります。また、もう一つの場合は、資金運用部の要調達額が、その時点の一回の平均的な量がございまして、これを上回る場合ということになります。こういう場合には、三カ月以内ということに限っておりますが、三カ月以内で資金運用部の売り現先の相手方に日銀になっていただく、要するに買っていたかどうかということになっております。

これには特定の量的な上限は設けておりませんが、この上で、今三カ月と申しましたけれども、だんだんと調達額をふやしてまいらなければならぬわけでございます。その過程におきまして、日銀の方で必要と認めた場合には、これは七兆八千億円が上限でございますけれども、三カ月を超えて、一応三カ月の売り現先の継続、いわゆるロールオーバーでございますが、これは額を決めまして、その範囲内でロールオーバーにも応じていただくということになっております。

そこで、対市中、最初に申し上げました原則の、市中に対してやる売り現先でございますが、これは四月二十四日に三千億円ほどの入札を実施しております。これは日銀さんの御援助をいただく必要がなかった、要するに市中できちっと消化できたという状況でございますこともあわせて御答弁させていただきます。

○伊藤基雄君 そのロールオーバーが形を変えた日銀の国債引き受けというふうになるのではないかと。市中で消化が行われたというのは大変いいことだと思えますけれども、いつまでもそのことが続くのかということとは市場の関係で出てくるんじゃないかというふうに思えますから、批判として財政規律が緩むのではないかとということが出てきておると思えます。

大蔵省の話はお聞きしましたので、もう一方の当事者の日銀にお聞きしたいと思うんですけれども、資金運用部との売り現先取引は将来的に日銀の国債引き受けにつながるのではないかと懸念を持っておりますが、この点はどうなんですか。

○参考人(遠水優君) 資金運用部との日銀売り現先取引につきましては、林大蔵政務次官から御説明がございましたが、今回の措置の基本的な考え方をちょっと説明させていただきます。

資金運用部が必要といたします資金につきましては、資金運用部から市場から調達する、四月は既に三千億おやりになったわけですが、これが原則だと思えます。ただ、日本銀行としてもこれを補充しなければならぬことが起こってくるかもしれないということで一時的な流動性を供給する、そういう考え方でお話し合いをした結果、条件を決めてお受けした次第でございます。

あるべき姿としては、もちろん資金運用部、政府の資金繰りが中央銀行資金に依存するということは本来望ましいことではないと思えます。ただし、今回の場合は郵貯資金の資金流出の規模が非常に大きいということ、またそのベースなどについてもなかなか見きわめがつかないというようなこと、資金運用部の資金繰りに対する金融市場の資金不足の振れ、そういうものを考えますと、先行き何が起ってくるかという懸念はあるわけでございます。それが金融市場の資金不足の振れといったようなものを揺るがすようなことになっても困りますので、この点を踏まえまして、日本銀行としては円滑な金融調節の実施という観点から協力をを行うことにしたわけでございます。

本件に関しまして改めて御理解いただきたいと思えますのは、今回の日本銀行の対応は政府に対して長期、固定的に資金を供給しようということではございません。今回の対応はまず郵便貯金集中満期という二年間に限っております。極めて例外的な措置だということを考えております。また、あくまでも資金運用部から市場から資金調達することを原則にして、日本銀行は必要と認める場合に一時的な流動性を運用部に供給するという考え方でございます。したがって、日本銀行による国債の引き受けといったことは全く性格を異にするものだということを考えております。

日本銀行といたしましては、日本銀行による国債の引き受けを禁止しております財政法の精神に基づきましては今後とも厳格に守ってまいりたいというふうに思っております。

○伊藤基雄君 二年間の限定的措置ということについて私もきちんととらえていきたいと思っております。さて、ゼロ金利問題についてここでお尋ねします。

私はゼロ金利問題についてずっと長い間質問し続けてきて、その都度、日銀は、低金利による景気下支え効果、金利が低ければ設備投資がふえて、それにより企業収益が伸びて、所得の増大、消費の拡大を通じて景気が回復すると、五年間一貫してそういうことを言っております。設備投資の若干の好転は出てきたようでございますけれども、前任の松下総裁以来同じことを言っているということは大変問題ではないだろうか。政策委員会の中でもそういうことに対して批判をする意見が、極めて少数といましようか、一名から出ているようでございますけれども、金融政策の選択幅がなくなってしまうというこの方が大きいのではないかとこのように思っております。

ゼロ金利で年金に頼っているお年寄りなど金生活者にとってはもはや耐えがたいものになっているというのはいまのことじゃなくて、ずっとそうになっている。預貯金の取り崩しにより生活を守っている、だんだん預貯金の額が減ってくるという現象があって、それが将来に対する不安というところから消費を控えることにつながっているんだというふうに思っています。金融政策と国民生活の面で何とかしなきゃならない時期にきているんじゃないか。このことについて日銀はどのように考えておられるか、ぜひお聞かせいただきたいと思えます。

○参考人(遠水優君) 五年間とおっしゃいましたが、ゼロ金利にいたしましたのは昨年の二月でございます。ゼロまで持っていたのは、あの時期に金融システムの不安でこれからどうなるか、大銀行の破綻が起ってきまして、それからデフレスパイラルに陥っていく懸念が非常に見えたということで、これは異常な措置だと思えますけれども、緊急の対策としてとった措置でございます。

このゼロ金利政策を解除するというにつきましては、先般、デフレ懸念の払拭が展望できるような情勢になることであるというふうに申し上げております。そのためには、設備投資や個人消費といった民間需要の自律的な回復への道筋がある程度見えてくるということが必要であると思っております。

このうち、設備投資の方は御承知のように関連する指標から見ても緩やかながらも増加に転じてきていると判断いたしております。一方、個人消費につきましては、引き続き回復感に乏しい状態が続いております。雇用・所得環境は、雇用や賃金の下げどまりの動きが見られますけれども、いま一つ明るい兆しははつきり出てきていないところまでは行っていないように思えます。したがって、今後、個人消費の基盤となる所得環境などがこれ以上悪化しないであろうというように、少なくとも少しはつきりしてまいりますれば、自律的回復、つまりデフレ懸念の払拭の展望が見えてきたというふうに判断したいと思っております。

御指摘のように、年金生活者等が非常に困りになっていることは私も本当にお気の毒なことだと思っておりますが、物価の面で元本が目減りしているというようないことはございせんので、いずれ条件が整って私どもが大丈夫だと思いましたが、ゼロ金利は解除してまいりたいというふうに思っております。

あすも金融政策決定会合が開催されますけれども、ただいま申しましたような点を中心にしまして金融経済情勢を注意深く点検して、適切な政策判断を決めてまいりたいというふうに考えております。

どうぞよろしく願ひいたします。

○伊藤基雄君 先ほどゼロ金利政策五年間と言ったのは超低金利政策五年間のことで、一口にゼロ金利と言ったわけではございません。

では、日銀に対する質問はこれで終わりましたから、委員長、よろしく願ひいたします。

○委員長(平田健二君) どうぞ御退席ください。

○伊藤基雄君 さて、先ほど大蔵省から財投改革の理由と原因というところについてお伺いしました。私は、日本経済がいつまでも右肩上がりの成長を続けるのではない、財投を取り巻く環境の変化が大きな要因の一つなんだというふうにごこの財投改革をとらえているわけですが、とくに日本の社会を毒している風潮というのが、前例を踏襲する、情性で物事をやっていく、ないしは事なかれ主義、上にへつらい下に厳しい役人、そういうものを言わなければならない、そういう個人の責任回避みたいな、恐れて決断しないというような風潮が蔓延したのがゆえに日本経済に対する少なからぬ影響を与えた要素があるのではないかとこのように思っています。

財投機関についても、いつまでも従来の業務を従来の方法で行ってきたのが多いのではないかと、そして行ってきた事業に対する評価が変わってきたことに目を向けなくて、時代おくれになっても必要な対策が講ぜられてこなかったのではないかとこのように思います。

例を挙げれば枚挙にいとまがないわけですが、国有林野事業特別会計の債務が三兆円を超したと。木材価格の変動を考慮に入らなかったためで、有償資金の返済にも行き詰まっている。これは財投のような高利の資金を借りているから悪くなったんだということを私に言った当事者がいます。私は、ならば借りなければよかったではないか、世の中貸した方が悪いという言い方は江戸時代の時代物のテレビでも余りないよ、借りざるを得なかったんじゃないか、それを利息が高いというこの言い分を言うのはおかしいんじゃないかと。

かと、半分冗談、半分本気で言ったことがございます。

国鉄の長期債務に関しては、当時の政府が問題の先送りをしてしまったために国民に与えた損害は何倍にも大きくなってしまった。例えば不動産の売却等について手控えたということがあって、そのことが後々大きな影響を出してきたと言われている。

また、年金福祉事業団のグリーンピアは巨大な施設を全国に建築して、ただでさえ破綻しかけていた年金財政に大きな穴をあけ、官僚の天下りのための事業ではないかという批判を受けていたわけでございます。

いずれにしても、右肩上がりの経済を前提にどういかなるという発想だったようでございますが、ここまでは一例として本州四国連絡橋公団の決算についてお聞きしたいと思ひます。

本四架橋というのは、御承知のとおりでございますが、昨年のしまなみ海道の開通によって本州と四国の間の三ルートが完成するところまで来ましたが、本州と四国を連絡橋で結ぶという構想はまさに四国住民の夢で、過去に連絡船の遭難で犠牲者を出したという悲惨な経験を考えれば、まさに悲願が実現したことになろうかと思ひます。

しかし、昨年四月に総務庁行政監察局が本四公団の財務調査、いわゆる行政監察を行いました。この結果によると、本四架橋の場合、通行料で建設費を返済することは不可能と思われる。毎年支払わなければならない金利にも通行料金では足りないという実情のようでございます。

そこで、総務庁にお聞きしますが、本四公団に対する行政監察の結果を簡単に御説明いただけますか。また、本四公団においでいたいておりまして、最近の決算についての説明をお伺いしたいと思ひます。

○政府参考人(塚本善雄君) 御指摘の財務調査の結果でございますけれども、平成八年度末の決算の財務データを御用いまして経営分析的な観点から評価をするという目的で行われたものでござい

す。

当時の公団の財務状況を見ますと、七千億円を超える債務超過となっていたというところでございしました。ただ、これは通行料収入を得るに先立ちまして多額の建設資金を投入する必要があったというところで、いわゆる創業赤字によるところも大きかったという認識でございます。

一方、こうした中で八年度の事業の収支率は二一というところでございまして、収入の二倍以上の費用を要するというところで、債務の償還を取り巻く状況は厳しいという状況にございました。公団の方の九年十二月認可の償還計画がございまして、これは国と地元からの追加出資を前提といたしまして、平成十八年度から収支差がプラスに転ずる、平成五十七年度には投下資金の償還が完了する見通しというところでございしたけれども、私もその前提となっておりまして交通量の見通しが実際のようには推移していかないという点を長期的に見守る必要がある状況と考えたわけでございます。

こうしたことから、私も、債務超過からの脱却がまず必要である、さらに償還計画の基礎となっておりまして交通量見通しの不確実性がございします。このため、これを踏まえまして、償還が確実なものとなるよう計画と実績の不断の見直しが必要であるという旨の指摘をさせていただいた次第でございます。

○参考人(縣保佑君) 本四道路事業の決算状況についてお答え申し上げます。

この事業は一般道路事業として整備するにはなかなか難しいというところもありまして、整備を促進し早く活用していただくために有料道路事業として整備を実施しているところでありまして、建設に要する費用を主に借入金により賄い、これを料金収入によって長期にわたって償還していくものでございます。

平成十年度の決算で申し上げますと、道路資産総額で約三兆五千九百億円、これに對しまして負債及び資本は財投資金約二兆二千億円を含めまし

て借入金として約三兆八千五百億円、また国及び地方自治体からの出資金が約五千八百五十億円ありまして、これらを合わせた要償還総額は約四兆三千九百億円でございます。

また、供用中道路の損益計算で見ますと、収益は八百五十六億円、うち料金収入が八百十五億円でございます。費用は千五百四十五億円でございますが、うち支払利息等が千三百五十三億円となっております。当期損失が六百八十九億円生じております。

なお、先ほど申し上げました平成十年度の要償還総額につきましては、低金利による支払い利息の軽減や管理費の削減などによりまして償還計画よりも約七百億円少なくなっておりますが、一方で景気低迷の影響などから利用交通量も計画を下回っておりますので、今後の経営的には厳しい状況と認識しております。

私もこのようにしては、常に償還計画の達成状況を把握いたしまして、さらに一層の経費節減や利用の促進に努めるとともに、国や地方公共団体からの助成を継続していただきまして、計画的な償還が図れますように努力してまいりたいと思っております。

○伊藤基雄君 建設費が三兆五千億円のうち財投から二兆二千億円。支払い利息一年間千三百五十三億円に對して、収入は八百十五億円。地域の地方公共団体などから公的助成を受けたとしても、健全な姿とはとても言えません。三ルートの完成により建設事業は終了して、景気の動向の影響は受けるというものの、近い時期には現実的な交通量の見通しが立つことになるのだろうか。なるべく早く抜本的な経営の見直しを実施しなければならぬとだれでも考えるところだと思ひます。

本四架橋が現在の形となったのは過去のいきさつがあったことと思ひます。神戸―鳴門ルートでは、淡路島を挟んで二本の橋のうち、鳴門海峡には新幹線規格の鉄道併用橋が建設されて、明石海峡には後から自動車専用橋がかけられた。こ

の計画變更に端的に時代の変化が読み取れるわけですが、結果としては見通しが甘かったことになってしまいました。果たして三ルートが必要だったかということも反省してみてもう遅い話で、今となつては後の世代に過剰な負担を強いることがないよう借入金償還計画の抜本的な改革を行うよう決断を求めるところでございます。

それではどのようにやるかということでございます。これは今までどおりのことを続けていけば何とかなる、国有林野もなつたんだし、国鉄もなつたじゃないかというようなことで行つたのでは、もはや財投そのものの大転換が起つてきているわけですから、解決できないわけですね。ではおまえやれと言われても、私ができるわけじゃないかもしれないが、その立場になつて考えれば何か出てくるかもしれないけれども、相対的決断とか、政治的な決断も含めて必要になつてくることだと思つて、そのことだけ申し上げておきます。

以前、こういう出口の財投機関の問題があらうことが入り口の郵貯、簡保の民営化問題にすりかえられたような議論が多く聞かれました。財投改革の原因として、入り口の郵貯や年金の資金が豊富だったために財投貸し付けが甘くなつたというような指摘もございまして、政務次官の答弁の中にもややそれらしい状況だつたという話も出てまいりました。財投の出口については、政策的必要性をきちんと判断する仕組みが整備されていなかったのだと思ひます。出口機関の運営や監督官庁のチェックが働かず、放漫な運営が行われてきたことが本質としてあるんじゃないかと思ひます。総務庁の行政監察の結果、短時間で答えたからああいう答えになつたんだと思ひますけれども、状況を見て言つただけの話です、あれでは、そういうことが全体を網羅してたんじやないかというふうに思ひます。

私は、今回の財投改革が出口機関の見直しにつながらなければ意味がないし、財投をめぐる市場とのかかわり、状況変化が大きく起つてくるん

だということの認識を持つて出口の財投機関の役割、必要性について改めて考え直すことが重要なんじゃないかというふうに思ひます。

もちろん私は財投制度が完全に時代にそぐわなくなつてすべて不必要というのを言うのは余りにも早計だと考えております。要は、環境の変化にもかかわらず漫然として財投資金が政策として必要な分野や有償資金にふさわしくない分野に使われて、その結果、政府部門の拡大、非効率率もたらしたのではないかと、将来の租税負担を増加させるのではないかとこのことを懸念するわけでありませう。

むしろ、私は、財投、公的金融システムというのは高齢化や高度情報化社会に対応した社会資本整備など今後とも社会的に必要とされていくと考えています。そのために、今ここで徹底した財投制度改革を行うことが前提になるのではないかとこのように思ひますが、大蔵大臣の認識をお伺いしたいと思います。

○国務大臣(宮澤喜一君) 先ほどから承つておりまして、いわば財投制度の功罪とでも申しますか、そういうことについては、具体的にいろいろ御分析の上で、こういう制度が今後なくなることを望ましいとお考えになつておられないということ、しかし今までこういうことになつたことについてはそれだけの原因もあつたことであらうから、それについてこのたびのこういう改革そのものは恐らくやむを得ないというお考えかと思ひますが、しかしそれで財投というものがいわば役割を果たし終えたとは考えないと、こういうお立場と思ひます。

それは非常に根本のところまで議論をしていきますという問題があるかもしれませんけれども、私どもも、やはり税金でなく、こういう借入金によつて準国家機関、公的な機関が担わなければならない分野はまだたくさんあると考える点では伊藤委員と同じように思つております。

そこで、そこまでは結論でございすけれども、これからこの法律が成立いたしましたして、こと

しの夏から実施をするということになります。従来の財投機関に対しては反省をしてもらう、将来に向かつての新しいスタートをしてもらう、どの程度にそれを厳しい環境の中でやつていけるかという、そういう問題に尽きるわけでございます。

正直に申して、このままの状況でみんなが財投機関債を発行できるというふうにも見えません。そうかといつて、財投債を分けてやるということもたつぷりできるわけでもない。そういう中で、新しい財投機関というものがどういうふうになつていけるかというのは、これは正直申しまして、私どもも一生懸命やりますし、各省庁にも財投機関にもそのつもりでやつてもらわなければなりません。

とにかく功罪という点ではいろいろ問題はあつても、今後してもらわなきゃならぬ仕事がたくさんあるという立場から、しかしこの改革を、厳しい改革を乗り切らなければならぬといういわば二律背反の中でやつていくよりはかははない、さように考えております。これは余りいいたつぷりしたお答えではありませぬけれども、どうもそれしかないというふうな気持ちで申し上げております。

○伊藤基隆君 大蔵大臣は財投債発行については厳しく限定するということを衆議院の大蔵委員会、資金運用審議会懇談会等で述べておられます。

私は、この財投改革の経過の中で財投機関債というアイデア、考え方が出てきたときに、これは財投改革でなくて、財投廃止という質的転換というのか、違ふものにする考えだなど。財投機関債というのは市場原理のつとてということになれば、市場原理のつとてないもの、長期プロジェクト、リスクも大きいものを財投機関がやつていけるわけで、そもそも市場原理になじむとかなじまぬ以前の問題で、そういうもののうち外にある。これを長期化することによって何とか立ち行くようにするという事業をいきなり財投機関債を

導入してという、前提そのものが崩れて否定していることになるので、何で財投機関債という考えが出てきたかわかりません。財投機関債などというものが適用されるような状況ではないので苦勞してきたわけですね。

財投機関債を中心という大蔵大臣のお答えは、それは当然に言うべき答えかと思ひます。私は、財投機関債の発行量などはたかが知れていて、財投債が中心となるという世間一般の見方があつて、そつちの方が私はさうだろうなと思つております。

ここで、実際に財投機関債について、発行する側の財投機関の意見をお伺いしたいと思います。財投機関の中でも最大規模の住宅金融公庫についてお聞きいたします。

住宅金融公庫は、平成十年度末の財投からの借入残高が七十一兆八千五百二十七億円、平成十二年度の新規借入れが十兆三千八百七十一億円に上つています。住宅金融公庫では、先日の住宅金融公庫法改正でABS、資産担保証券も発行できるようになつたわけで、財投機関債の発行には前向きではないかと思ひます。

財投改革の趣旨を踏まれば、住宅金融公庫でも資金の大半を財投機関債で調達する必要が生じます。住宅金融公庫としては実際にどのぐらいまで財投機関債を発行できると考えるか。例えば調達額の大半を財投機関債で充当することが可能なのかどうか、このことについてお伺いしたいと思います。

○参考人(五十嵐健之君) お答え申し上げます。今、先生御指摘のように、今回、住宅金融公庫法の改正がございまして、それから平成十二年度の予算をお認めいただいたということから、五百億円の財投機関債、資産担保証券の格好でありませうけれども、を発行することになつたわけでございます。

基本的な考え方としては、財投改革の趣旨を踏まえるということと、あと、私どもの内部的な問題からまいりますと繰り上げ償還がかな

り多く出てまいりましたので、この資金調達とローンによります運用の期間のミスマッチと俗に言っておるわけでありますが、この解消に資したいという考えから発行することになったものでございます。

ただ、住宅金融公庫につきましては、お貸しする期間が三十五年ということで、しかも固定の金利でお貸しするということが原則になります。現在の民間の金融機関では、三十五年、固定の金利でローンを供給するというのは大変難しいわけでございます。今のやり方ではありますと財政関係の制度を使わせていただいているということになります。

今回のこの財政機関債、資産担保証券の格好でこういうことが可能かどうかということと今回発行の準備に入ったということになるわけでございます。

今後につきましては、正直、この資産担保証券の市場が実はまだ歴史が大変浅いございまして、平成十一年度でも国内の公募市場だけで見てまいりますと七千億円余という程度でございます。それから、まだ十年を超える債券の発行が行われていないという状況があります。

私どもとしては、基本的にはお客様に長期、固定、低利の住宅ローンを供給させていただきたい、そのために見合った調達をさせていただきたい。そのためにこの財政機関債を発行させていただいて、市場がそれにどうこたえていただけるかということになるわけでありますが、今後、毎年毎年、予算の段階でどのぐらい可能かということも、そして当然のことでございますけれども、調達コストとしては一番低いものを私どもはいただきたかと思っておりますので、そういう中で、今後、毎年検討をさせていただきますかと思っております。

○伊藤基雄君 現実はかなり厳しいことで、全体の枠から見れば非常に微々たるところで、そろりと出ているということかもしれませんけれども、それが大きく財政機関債に依存するかどうか、そ

れを中心にしていくというようなことはとてもうかがい知れません。

住宅金融公庫が持っている重要度というのはいさか揺るぐものではなくて、これが社会全体に対する安定性を与える影響としては非常に大きいわけでありますから、政治的な目標としては重要ではないかと思えます。ただ、住宅に対する政策が住宅金融公庫方式だけでいいのかどうか、さらには債券を市場に証券化して出さざるを得ない資金を調達していくというこの可能性というのは、私はきょう質問の予定がなかった中で調べてこなかったのですが、アメリカが何かでかなりインセンティブを働かせている方法があるように思いますけれども、もう少し研究していく必要があるんじゃないかというふうに思います。

さて、大蔵省はどう考えているかでございます。大蔵大臣の政治的姿勢についてはいろんな場面で大蔵大臣が述べられておって、そのことは方針としてきちんと出されているわけですが、大蔵省が技術的レベルといましようか事務レベルといましようか、考えたときに、実際に財政機関債を発行できる財政機関はどのぐらいあると考えているのか。実際には財政機関債がほとんど発行されないのではないか。そういうことになった場合には財政改革と言えないんじゃないかというふう

に言わざるを得ません。大蔵大臣が表明された財政機関債発行についての基本的な考え方を実際にどのように適用していくのか具体的に示していただいて、時間が来しましたので、そのお答えをいただいて、私の質問を終わりにします。

○政務次官(林芳正君) 今、委員から御指摘があった件に関しては大臣からもたびたび御答弁がこれとこれとで大体幾つぐらいいでございまして申し上げる状況にないことは御理解いただきたかと思えます。今、業務が民業補完であるかどうか、また政策

コスト分析、償還確実性等、精査をしいて、必要と判断される場合にのみ財政機関債によってやっていく、原則は財政機関債であるということとをずっと御議論いただいていたわけでございます。

具体的には、財政機関債については、例えば帝都高速度交通公団というのがございしますが、ここではもう既に発行しておりますし、住宅金融公庫については委員からの御質問に今御答弁があったところでございまして。このほか、日本政策投資銀行、旧開銀等を中心にしたものでございまして、国際協力銀行、旧輸銀等のものでございまして、こういうものを初めといたしまして、各機関、またそれを所管しております官庁におきまして、今申し上げましたような趣旨にのっとり発行方法について鋭意努力をいただいております。

実際に、ではどういう条件でどれぐらいということになりますと、これは我々がやれと言っても市場で受け付けてもらえないとなかなかうまくいかないわけでございますから、現段階におきまして定量的また具体的にお示しするのはなかなか難しいわけでございます。

今、委員からいろいろ御指摘がありましたし、我々もそういう基本的な考え方ににつきまして、法案を成立させていただきますれば速やかに関係者の皆様へ通知をいたしまして、周知徹底して、本年八月末の十三年度の財政要求までに一生懸命やってくれということを叱咤激励してまいりたいと思っております。

○伊藤基雄君 どうもありがとうございます。

○委員長(平田健二君) 午後一時に再開することとし、休憩いたします。

午後一時十分休憩
午後一時再開
○委員長(平田健二君) ただいまから財政・金融委員会を再開いたします。

資金運用部資金法等の一部を改正する法律案及び郵便貯金法等の一部を改正する法律案の両案を一括して議題とし、休憩前に引き続き、質疑を行います。

質疑のある方は御発言願います。

○浜田卓二郎君 郵便貯金法並びに資金運用部資金法の改正案につきまして、若干の質疑を申し上げます。

小淵総理の葬儀が二時半からということでございます。御出席の皆様もおられると思いますので、できるだけ速やかに質疑を切り上げたいと思っております。おつき合いをよろしくお願い申し上げます。

この問題というよりも財政融資制度のあり方について、既に何度かこの委員会でも主として宮澤大蔵大臣にお相手をしていただいて質疑をしてまいりました。いよいよ法案がかかるわけでありまして、私はほとんど申し上げたいことは申し上げてきたという気持ちでありますけれども、やはりこの法案の審議でありますので、重なりますけれども、もう一度同じ問題意識を展開させていただきたいと思っております。

午前中の伊藤委員の質疑の中で巨大ファンドという言葉が使われておりました。まさに預託義務の廃止によって巨大ファンドが出現をするわけでありまして。日本の金融マーケットのスケールはどういうふうにはかるのかよくわかりませんが、個人金融資産だけをとりますと千二百兆、千三百兆と言われている中でありまして。現在、二百五十兆を超え、簡保資金まで入れますと三百兆を優に超えている文字どおり巨大ファンドでありまして、この行方というのは十分見きわめていかなければ、今度のこの制度改革の意味というのは私は明確にできないというふうに思っております。

まず最初に、郵政省の皆さんにお伺いをしたいわけですが、主として制度的な側面がどういふうになっているかについて明らかにしていただきたいと思います。

りますと総務大臣が審議会をつくって運用計画をそこに諮りながら、しかも全体の考え方としては、午前中も説明がありましたので、できるだけ安全に中立的にとりかき、あるわけでありまうけれども、では具体的にどういう金融資産をどういう形で購入していくのか、簡単に御説明をいただきたいと思ひます。

○国務大臣(八代英太君) 浜田委員にお答えしたいと思います。

郵貯・簡保資金の運用範囲は法律において定めるところとしておりまして、国債、地方債等の債券のほか、地方公共団体や預金者、契約者等に対する貸し付け、あるいは簡保事業団への指定単等々、こういうことになっておるわけでございませう。郵貯資金については申しますと、これまでの金融自由化対策資金の運用範囲に地方公共団体等への貸し付けが加わりますし、それから預金者貸し付けを追加するという形になるだろうと思ひます。

これらの運用については、リスクを軽減するために分散して運用することは当然のことだと思ひますが、負債としての郵便貯金の支払いとの対応をとることを基本といたしまして、全体としてまず、再三申し上げておりますように確実性を重視して行うことといたしております。このような考え方に基きまして毎年度運用に関する基本方針を定めまして、そして中長期的な資産構成割合あるいは当該年度の資金配分計画等と運用計画を策定いたしまして、これに従って運用を行うことといたしております。この運用計画をあらかじめ審議会に諮問の上、決定して、そしてディスクロージャーの時代でございますから、これを公表する、こういう形になっていくことを御理解いただきたいと思ひます。

○浜田卓二郎君 そこはよくわかつてゐるわけですが、それでは国債を幾ら買うとか、どの地方債をどのぐらいいつ買うとか、あるいは各種のその他の債券や株式も含めた金融債、これを具体的にどのぐらいの量をどういうふうな形で買うかとい

うのはだれが決めるんですか。

○政府参考人(國宏明君) お尋ねは具体的な運用の割合ということかと存じますが、この改正の貯金法六十八条の四に運用計画を定めるとしてございまして、その内容の中で当該年度の資金の運用に関する事項ということもこれに盛り込むというふうなことでございませう。その中で資産ごとの運用予定額というものを書かせていただきますと、諮問し、決定していくという手続にしたいというふうなことを考えているところでございませう。

○浜田卓二郎君 おっしゃることは、そうすると運用計画に定めて購入をするということですか。そうすると、具体的にどういう運用計画になるん

でしょうか、審議会におかけになる運用計画というの。

例えば、地方自治体でもたくさんあります。どの地方債を幾ら買うのか、あるいはどういふ金融債を幾ら買うのか。金融債でも、これは法律によりまして総資金の二〇%までは買えるわけでしょう。総資金というのは、例えば今二百五十兆ですから、二〇%という五十兆ですか。極論すれば一つの金融債を五十兆まで買える。しかも、用心深くとおっしゃっているから、分散してとおっしゃっているから、一つの金融機関の金融債は発行額の二分の一までは買っちゃいかぬと書いてあります。しかし、逆に言えば二分の一まで買えるわけですね。そういう具体的な計画をあらかじめ運用計画で定められるんですか。

○政府参考人(國宏明君) 運用計画で何を決めていくかという全体のところから申し上げたいと思ひますが、まず運用の基本方針というものを定めていく、それから運用資産の構成に関する事項と

いうことで中長期的なポートフォリオというのをどう考えていくかということを書いていく、それから三番目に、だんだん具体的にどうなっていくか、

では当該年度に運用の原資がどれほど見込めるかというのが出てまいります。その中で、資産ごとに運用予定額ということで、類別にどれほどの金額を運用していくかということを書いてい

くということを考えてございませう。

今御指摘がございましたように、それでは具体的にどの債券を買うのかということにつきまして、その時々々の債券の出ぐあいとか条件にもよりますので、そこまで年間決めてしまふのはちよつと無理ではないかというふうなことを考えてございませう。あくまで資産ごとの予定額というところをこ

で決めていくことにしたいというふうなことを考えておるわけでございませう。

○浜田卓二郎君 そうすると、運用計画に入つてくるのは、大まかな債券種類ごとの割合とかそんなものでしょうか。

○政府参考人(國宏明君) イメージで申しますと、例えば国債にどれほどである、地方債にどれほどである、大体その程度の区分けをしました。資産ごとの予定額を決めていくというふうにした

とを考えております。

○浜田卓二郎君 では、その運用予定額と実際の運用が違った場合にはどういふ対応があるんですか。

○政府参考人(國宏明君) これはあくまで市場で運用してまいりますので、確かに先生御指摘のとおり、きつちりとその金額でおさまらないことはあると思ひます。大幅な変更をする場合にはやはり諮問のし直しということになるかと思ひますが、多少の誤差につきましては事後の報告ということになるかと思ひます。

○浜田卓二郎君 そうすると、担当者というのは総務大臣の部下になるわけですから、総務大臣が具体的に決めることになる。だから、大まかなアウ

トラインだけは審議会におかけになるけれども、具体的にどの銘柄をいつ、どれぐらい買うか、これは総務大臣がお決めになるということですね。次の質問に移りますが、それではその審議会は

何審議会ですか。

○政府参考人(國宏明君) 総務省になりまして、審議会は郵政審議会というのがございませう。この郵政審議会は郵政事業全般についての諮問事項について審議するという審議会でございます。もちろん資金運用のみならず、郵便、貯金、保険、この三事業についての諮問を受ける審議会、そこで御審議をいただくということを考えております。

○浜田卓二郎君 その審議会の委員はだれが任命するんですか。

○政府参考人(國宏明君) 総務大臣が任命いたします。

○浜田卓二郎君 そうすると、総務大臣が任命された郵政審議会で大まかな計画の承認をもらう、それに基づいて総務大臣が具体的にどの銘柄をいつ、幾ら買うかを決める、そういうことですね。では、その中で株式の購入はどうなりますか。

○政府参考人(足立盛二郎君) 株式につきましては、いわゆる郵貯、簡保の本体での運用はできませんので、現在、簡保事業団に対して資金を寄託いたしまして、そこで簡保事業団がいわゆる指定単という形で信託銀行に運用を任せるとい

形で株式を運用しているものでございませう。

うことにつきましては、先ほど申し上げました郵政審議会に諮るほか、いわゆる長期運用の特例法がございまして、国会にも五年以上のものについてはかけるということになります。

済みません、訂正します。

そういう審議会等に諮りまして簡保事業団に対して貸し付けられるわけですが、簡保事業団は貸し付けられたお金を信託銀行に対して貸し付けるわけでありまして、具体的にどの銘柄を買うかといったことは簡保事業団が指図することではございませんで、あくまで信託銀行がみずからの投資判断に基づきまして具体的な銘柄は決定するということになるわけでございます。

○浜田卓二郎君 国会への報告というのは、これは間違いないですか。

○国務大臣(八代英太君) 今それぞれ局長がお答えしておられるわけですが、いずれにしても、今までも審議会へ諮問して運用計画を立てて、そして当該年度の資金配分計画については特別会計の歳入歳出予算に添付いたしまして国会に提出する、こういう形はとるようになっております。

○浜田卓二郎君 それはあくまで参考資料で添付をするということですね。議決を経るわけじゃありませんね。

○国務大臣(八代英太君) 基本的にはそういうこととす。

○浜田卓二郎君 指定単というのは、わからない人も多分おられると思うんですけども、これは何かもつともらしいふうに聞こえますが、要するに信託銀行の商品なんですよ。だから、信託銀行がどういう株式を買うかというのは確かに信託銀行が決めるんでしょけれども、では、指定単というのは九割ねえですか。つまり、その中で株式を幾ら買え、債券を幾ら買えという話はなさらないんですか。

○政府参考人(足立盛二郎君) 指定単は金銭信託の一種でありまして、私どもの側、すなわち簡保事業団の側からいいますと、運用資産の種類や割合などは指定いたしますけれども、例えば国債

等は上限として一〇〇%以下であるとか、あるいは外国債は何%以下であるとか、そういった大きな資産の種類割合などは指定いたしますけれども、個々の銘柄につきましては、これは先ほど申し上げましたとおり信託銀行の判断でございます。

○浜田卓二郎君 いや、銘柄まで申し上げていないんですか。

そうしますと、その指定単の中で、株式を例え一〇〇%と言わなくても、半分は株式にしないかという指定はできるんですか。

○政府参考人(足立盛二郎君) 株式の割合につきまして何%にしないか、上限をいたしまして何%にしなさいと言ふことはできませんし、現在も指定しているところでございます。

○浜田卓二郎君 私は制度として伺っているわけですが、今までのことをとまどめていきますと、総務大臣が大きな運用計画をつくる、それを御自分が指名なすった任命なすった審議会に一応は付する、それで審議会の決定になるんですか、計画がつくられる、その計画に基づいて運用されるわけでありまして、その計画の中で指定単という方式による投資割合というのは総務大臣がお決めになる、その指定単の中例えば株式を何%買いたくないという指示も総務大臣がおやりになる。ならして言えばそういうことですね。

○政府参考人(足立盛二郎君) 株式を何%買いたくないというより、先ほど申し上げましたとおり、渡したお金を上限として何%以内ということでありまして、具体的にはその渡されたお金の中で信託銀行がそのときの投資判断によりまして株式を何%買いたくないという、国内債をどうするといふのはあくまで信託銀行の判断でございます。

○浜田卓二郎君 指定単でやっているから安全で安定で公平でというふうな説明に聞こえるものですか。指定単というのは、しかしそれほど大げさなものでないでしょう。信託銀行の金融資産の運用方法の一形態であり、その中で投資者がかなりの範囲で指定できるわけですから、ですか

ら指定単なんだろうと思うんです。

そこで、よく自民党の政調会などから出てくる議論でPKOというのがありますが、私も本当にそのなかのの知りませんけれども、この前も何か連れ安で株が暴落を始めた、暴落と言いませんけれども、下落を始めたときに周章うばいしてPKOという言葉を使わず口走られた、そういう間近な記憶がございます。

ブライス・キーピング・オペレーションというんでしょけれども、PKOという場合に、だれがどう言っているという話ではなくて、一般的に理解されている範囲で結構なんですけれども、この財源は何だと御理解になっていきますか。これはだれの御答弁でも結構です。

○国務大臣(八代英太君) 郵貯・簡保資金について申し上げますと、この運用というのは確実で有利な方法で行うことによりまして、郵便貯金事業、簡易保険事業の経営を健全ならしめ、そして預金者、加入者の利益の向上を図ることを目的としておるわけでございますから、ターゲットは別に我々のところであつたとは、あのときの発言ではそう思っておりません。簡保事業団の指定単運用もこうした運用の一環として行つておるわけでございますから、その中で信託銀行が行う株式の運用についても株価維持のために行うということには私も全く考えておらぬ、これが基本的な考え方です。

○浜田卓二郎君 私は郵政大臣がそういう運用をなさろうと思つておられるとは全然思っておりませんで、今の郵政大臣なら大丈夫だろうと思つております。

ただ、問題は制度なんです。つまり、PKOという言葉が不用意に出てくるのは、そういう財源が政府内部にあるよという基本認識から出てくるんですよ。それはやっぱり今の郵貯の自主運用資金五十兆が頭にあるんでしょ。簡保資金の自主運用が頭にあるんでしょ。今、仕組みを明らかにしてもいいけれども、指定単という方法をえば株式は買えるんですよ。郵政大臣が買

うとは申し上げていませんよ。買える制度だということなんです。

そこで、きょうは日銀総裁にお越しいただきまして今の制度論を聞いていただいたわけですが、私も今審議しております法律案、これが成立しますと、伊藤委員が先ほど指摘されたようにまさに巨大ファンドが出現するんです。そういう制度がで上がるわけですね。だから、今それがどういう運用をされるか。それは今の大臣のお考えあるいは今の役人さんのお考えだけでは決められないわけで、制度として誕生するということをひとつ日銀総裁に御理解いただきたいと思うんです。

私がこういうことを考えておりましたら、ちょうどいい例がアメリカにございまして、クリントン政権で我が国と違って大変な自然増収があつたんですよ。自然増収があつて、その税金の余裕をどう使うかという議論があつた、まことにうらやましい、ぜいたくなことであります。そこで、クリントンさんは、一九九九年一月の一般教書において、この財政黒字の使い道として、全部じゃなくて一部は減税に回そう、一部は今後原資不足が見込まれている社会保障信託基金、公的年金に充当することを提案された。そして、さらにその中で同基金の収益率を向上させる観点から株式への運用を行うことを提案された。これは一九九九年一月の一般教書です。

日銀総裁、これは御承知でいらつしやいますか。

○参考人(遠水優君) 浜田委員の今御指摘の、アメリカでグリーンズパン議長がクリントンの提案に対して意見を述べたことは承知いたしております。

○浜田卓二郎君 その一般教書が出ましたら向こうのグリーンズパンさんが大騒ぎをされて、一九九九年一月二十八日の米国会議上院予算委員会証言をしておられます。幾つかあるわけですが、私の関心のあるところだけをちょっと御紹介させていただきます。グリーンズパンさんの証言の中

の一部です。

「政府等の提案のように、社会保障信託基金の資金を株式に運用することは、わが国資本市場、ひいては、わが国経済の効率性を危険に晒すことになるだろう。ヘラクレスの努力をもってしても、長期にわたって、社会保障信託基金を政治的圧力——直接的であれ間接的であれ——から隔離することが現実的であるかどうか疑わしい。」、こういう趣旨の証言をしておられます。

さらに、「社会保障信託基金の資金を株式に運用することは、——私は、そのような巨大な資金を政府の影響から隔離することは政治的に出来そうにないと考えているので——我々の資本の効率的な配分を損なうことに繋がることになる。」、こういうことを含めた証言をしておられます。

それから、さらに九九年一月二十日の米国下院蔵人委員会でも発言をしておられまして、「近年の米国経済の好調が、市場を通ずる資本配分が極めて効率的であることに依拠していることを忘れてはならない。政府による株式運用・資本配分への関与は、マクロ的な効率性の低下を招くことで、年金の運用利回り低下という、一見金融・会計上の問題をもたらすだけでなく、実物経済・生活水準へのマイナス要因に足る得るのである。」と。

ほかの委員会でもこの種の発言を繰り返しておられまして、その結果、この一般教書で提案されたクリントン提案の自主運用案というのとはとりあえずは葬り去られたわけでありまして。もちろん、もちろんといいますが、クリントン政権はそれでもあきらめておりませんで、二〇〇一年一月の一般教書にも同様の提案が盛り込まれています。ですから、まだ議論は続いているわけでありまして。

この米国の例というのは、アメリカがいいからどうかという意味ではありませんが、極めて示唆に富んでいる例であるというふうに私は思えるわけでありまして。

もう日銀總裁には釈迦に説法でありますけれども、日本経済がこれだけ大きくなってきている、そして日本の金融市場、資本市場の世界経済に及

ぼす影響というのもまことに大きなものになっている。金融破綻というのが日本発の世界恐慌につながらないようにというのはまだ忘れもしない言い方でございました。今、我が国はその危機を乗り越えつつあるわけでありましてけれども、それぐらい大きな存在であるということは、私は市場関係者は十分に認識をして事に当たっていかなければならぬことだろうと思っております。

日本のマーケットについては、長い間、不透明性ということが言われてまいりました。私の外国の友人たちも、日本のマーケットには投資しない、日本の株式相場というのは操られた相場である、管理された相場である、政府が介入しやすい相場である、そういう言い方というのはずっとございまして。今でもその指摘は続いているわけでありまして。

ですから、今回この法律改正によってこういう制度をつくらうということとは本当にいいのかということをもっと経済全体、マーケット全体から考えて判断する必要があるというふうに私は思っているわけでありまして、実は宮澤大蔵大臣にもかつてそれについての所見を求めましたけれども、余りはっきりした御意見はちょうだいできなかった。日本のグリーンズパンはだれかということをあえて申し上げるつもりはありませんけれども、やはり日本の金融マーケット、資本市場というものを全体的に見る立場から私は厳しい見方があつてしかるべきである、そう思えてならないものから、きょうはあえて日銀總裁にお出ましをいただいたわけでありまして。

今回の制度改正、これはこの制度が出現するということが大きな意味であります。これが今すぐどう使われるか。それは多分大丈夫でしょう、皆良識のある人たちだという前提でありますから。でも、そうでないかもしれない。マーケットにこういうものが出現をする、それがどういう危険性を生んだことかというのは、このグリーンズパンの言をまつまでもないことであろうと思ひます。

さらに、外部から日本のマーケットを見た場合に、さらに不自信感が強まりますよ。今の自主運用資金だけであつても、すぐ与党の政策担当者はP&Kなどと口走るわけでありまして、日本は信用されておられません。さらに信用できない要素をこれだけつけ加えて、これで財政改革でございまして言うのは私はいささかどうかというふうに思ふわけでありまして。

ちよつと申し上げ過ぎましたけれども、速水総裁の率直な御所見を賜りたいと思ひます。

○参考人(速水優君) 浜田委員御指摘のとおり、アメリカではこのところ財政収支が黒字で推移しておりますので、クリントン政権からは、財政黒字の使途の一つとして、今後、黒字額の一定割合を社会保障信託基金に繰り入れるということ、またその一部を株式市場に運用するといった提案がなされておるわけでございます。

お尋ねのグリーンズパン議長の議会証言はこの問題に関連してなされたものでございまして。グリーンズパン議長は私も時折折目にかかつてお話を承る機会が多いんですが、私の感じでも議長は徹底した市場主義者でいらつしやいます。教えられるところの大変多い議長だと思つております。

御指摘のポイントは、社会保障信託基金の資金を株式市場で運用することした場合に政治的な圧力を回避することが非常に難しくなるんではないかという点が一つと、もう一つは、そうなれば資本市場や経済の効率性がかえつて阻害されることになるんではないか、この二つの点を踏まえてこういう御証言をなさつたんだと思ひます。

アメリカでの財政黒字に関連した議論に対しまして私どもの立場からコメントするのは差し控えたいと思ひますけれども、市場における相場の形成がその時々政治的な利害などによつて左右されるというふうなことはあつてはならないことだと私は思ひます。市場に対する内外の信託を確保するといふ点でもその点は重要なポイントであるというふうに私は思つております。

○浜田卓二郎君 日銀總裁、ありがとうございます

した。總裁としておつしやれるのはそのぐらいだろうと私も見当をつけておりましたので、大変ありがたうございました。

それでは、最後といひますか、財政改革との関連でもう一つ二つ伺わせていただきたいと思います。午前中の質疑の中で、大蔵大臣は余り答えやすそうではなかつたんですが、財政機関債についていろいろおつしやつておられました。

私は、今度の制度改革、財政改革なるものを冷静に考えてみたときに、非常に矛盾をはらんだ面があると思ふんです。つまり、マーケットで整理をしていこうというのが基本発想だつたようだけれども、ではマーケットでやれるものをなぜ政府がやるんだというもつと基本的な問題については実は答えを出していないわけでありまして。つまり、それが財政機関債でありまして、政府が民間の事業にあえて介入して財政資金を使つて事業をやらなければいけない、それはマーケットで処理できないからという、だから政策金融であり、国策の事業であるということだろうと私は思ふんです。だから、財政機関債が発行できないということは、言つてみれば当たり前なんであつて、財政機関債で悠々とやれるのなら、それこそ大喜びで民間に移譲しましやうよということじゃないかと思ふんです。

ですから、私は、財政機関債を出して市場とのリンクを持つてきて何だか意味のある改革であるかのように言うのは無理がある、これは真つ当な財政改革の議論のやり方ではなからうという気がするわけですが、お答えをよろしくお願ひします。

○国務大臣(宮澤喜一君) 全体のお考えのお立場はよくわかつております。しかし、財政機関債というものは政府から出資を仰ぐこともあるし、補助金をもらうこともある。したがつて、そういうものとしては純粋な民間の株式会社ではない、そこが発行する財政機関債というものは純粋の民間会社が発行する社債あるいは債券とは違つておるといふことは、私も、せつかくおつしやつてい

ることがわかつていゝるものですから、こんなことを余り言いたくは言ふんではないんですけれども、しかしやっぱり民間とは違ひます。それだけ財政機關債を買う人の立場というのは民間の債券を買う立場とは違ひます。それだけの違つたところが財政機關にはあるといふことは申し上げることができると思ふんです。

○浜田卓二郎君 これ以上申し上げませんが、私は、資金運用部預託を廃止して財源を切り離した、郵便貯金、簡保資金から切り離したといふところまでは、そういう方法もあるのかなと。つまり、集まつたから使つちゃう、それは確かに問題があるかもしれませんが、今までの財投の運用といふのは、私自身も携つてまいりましたけれども、大蔵省でいえば二階で処理できないのを三階の理財局に上げるというやうな安易な発想があつたことも事実であります。

ですから、財源を切り離すのはいい。だけれども、切り離したから財投改革は終つたやうな認識は、私は、もちろん皆さん持つていらつしやらないと思ひますけれども、そこはあくまでつきりさせておく必要がある。私は、自分で提案申し上げて、今行政監視委員会で財投機關の総点検といふのをやらせていただいております。

これはマーケットの原理から離れて政府がやらなければいけない本當の事業なのかどうか、それは吟味する必要があるわけですが、そこから財投改革は入つてほしいといふふうに思ふんです。本當に政府がやる必要があるのなら財投機關債じゃないですよ、それは。それは財政資金でやるべきであります。だから、方向がよかつたように思へて、市場で選択してくださいといふ言い方、これは基本的な制度的な矛盾をはらんだ方法じゃないか、そこをどうしても言わざるを得ないと思ふんです。

それから、私はこれは郵政省にとつてもというよりも郵便貯金にとつても幸せんことじゃないと思ひます。いきさつはいろいろあつたでしょう。でも、郵便局長さんが一生懸命郵便貯金を集め

て、それを傾斜生産方式を初めとする国策的な事業に注入してきた、それによつて日本経済が發展してきた、そういう歴史もあるわけですが、やはり財政資金として集めて財政資金として使うところに私は今日の郵便貯金の意味といふのを求めなければならぬ。零細預金の保護だといふのでも、けれども、ペイオフを実施したつて一千万円まではちゃんと保護されるんですよ。庶民の金融は保護されております。

ですから、私は、それだけでこの何百兆といふお金を自主運用にゆだねる理由にはならない、そういう制度はおかしいといふことをあえて申し上げなければいけない。そのためには、郵便貯金にとつても財政資金として使う道といふものをきちんと考えておかなければ私は郵便貯金は立ち枯れになると思ひます。三百兆を超える資金を本當に一大臣が責任を持つて運用できますか、長期間にわたつて。制度としておかししい、現実問題としておかししい、私はそう思ふざるを得ないわけでありま。

これで質問をやめるつもりでありますけれども、切り離したまではない、切り離したけれども財政投資制度といふのが国策事業として必要だといふふうに考えるのであれば、やはりもう一度翻つて、その資金はどこに求めるべきであるか。私は、郵便貯金がある以上、やはり郵便貯金だと思ひます。だから、集まつたから使うといふことを断ち切るために外したんだけれども、しかし財政投資制度をこれからもやっていく、吟味しつつやつていくとすれば、その吟味した事業に使うべき財政資金はほかにあります。これだけ国債を発行しておいて、また国債を発行する。私はこのままでは解決になつていないといふことを申し上げたい。

郵便貯金を否定するものでもありません。財政投資資金を否定するものでもありません。もつとお互いにお互いの解決方法を探すべきである、私はそうでなければこの改正案といふのはまことに中途半端な容認できないものになつてしまふといふこと

を申し上げて、もし御発言があれば御発言をいただいて、なければこれで終わります。

○国務大臣(八代英太君) いろいろいいお話を伺ひまして、勉強になりました。

いづれにしても、私たちは小口個人を対象とした簡易で確実な貯蓄サービスといふのが基本の魂でございますから、必ずしも財政資金の調達を目的として制度が設けられるといふことではなくて、そのようなこともまた考えておりません。

しかし、今度は自主運用ということになりますから、これはいろいろな意味で海外からの信用問題もあるでしょう。いろいろなことを考えると、それゆゑにしっかりと審議会で議論をして、国会にも御報告して、ディスクロージャーをして、そして運用計画を立ててというやうな形において、その利用者の皆さん方にも納得がいただけるやうな、またそれによつて地方公共団体も含めて財投がいろいろな意味で日本のインフラ整備を含めた発展に寄与することができれば、これはまた預金者の一つの心でもあると、そういう思ひでこれから責任を持つてやらなければならぬ、こういう思ひであることを申し上げておきます。

○委員長(平田健二君) 午後四時に再開することとし、休憩いたします。

午後一時四十二分休憩

午後四時開會
○委員長(平田健二君) ただいまから財政・金融委員会を再開いたします。

い事態が起りました。

一つは、午前中もありましたが、昨日の東京高裁で中村被告が当時の宮澤首相から三百万円受け取つたと供述した問題についてであります。午前中の質疑で、宮澤大蔵大臣は、そういう記憶はございません、私の名譽の問題と申して申せないことはありますけれども、自分の記憶にないことであるし、片方は公判廷で述べておられることですから、公判中のことでもあると言つて返事をしているとお答えされました。

事は、この問題は、公正取引委員会に対する、特に独禁法の運営に対する総理の介入といふ問題にかかわつてくるわけですが、非常に大きな問題だと思ひます。特に、最近余り耳にしませんが、独禁法は経済の憲法だと言われるぐらい重要な法律です。その運用は非常に大事な問題です。

記憶にないとおっしゃるわけですが、国政の根幹にもかかわる重大な問題ですから、記憶にないといふことでは、国民はそうおっしゃるだけでは納得いかないと思ふんです。やっぱりそれに対して真摯にお答えになるべきじゃないか、少なくとも何らかの事実調査をお約束されるべきじゃないか、記憶を喚起するに足る調査をするぐらいのお約束はなさるべきじゃないかと思ふんですが、いかがでしょうか。

○国務大臣(宮澤喜一君) 独禁法の問題はございまして、それは独禁法の罰則が我が国で甘過ぎるということがかねてアメリカから指摘されておりました、そのことが日米間の懸案であつたわけですが、この点についてはいろいろ外交交渉もございまして、私としても総理大臣として関心を持たざるを得ませんで、また公取委員長からも報告を受けております。この点につきましては私は関心を持つております。

私が事実上知りませんでしたのは、それと全く無関係な出来事でございますけれども、たしか埼玉県だつたと思ふんですが、その土建業界が、複数か、複数だと思ひます、何か談合をしたといふ出来事がありまして、これは何と申します

か、国家の大事というようなことではもちろんございませんでしたが、それについて公取委員会が告発をする、しないという問題があったということとを私に事実上後に知るわけですから、そのことについては私のところに報告もなかったし、また現実にはそれは公取委員長の権限の問題であつて総理大臣が口を入れる話ではありませんので、その点については私は事実上存じませんでした、そういうことがあつたということを後に知りましたけれども、そういうことでございまして、今さら別に調べるという問題はございませ

○池田幹幸君 独禁法のことについては鮮明に御記憶だということなんですが、当時アメリカの要求は、もつと独禁法の運用を強化しろという要求だつたわけですね。今この問題で起こつておる疑惑は、埼玉の土曜会という談合に公取委員長が告発するのをやめさせるといふか、手心を加えようといふようなことを総理がやつたんじゃないかという疑惑なんです。この点でいへば、むしろ諸外国から日本は独禁法に関して総理が手心を加えるようなことをやる国かという疑惑を持たれかねない、そういった重大な問題でもあるわけですね。ともかく私の聞きたいのは、中村被告の供述は極めて具体的なんです。紙袋に入つていたとか、場所についても総理執務室だつたとか、それから三百万円だつたとかという形で非常に具体的です。私たちが思うのは、三百万円というのは極めて大金です。こういった問題について記憶がないで片づけられては、これは国民は何としても納得できません。

今、改めて調査することはいらないとおっしゃいましたけれども、記憶にないわけですから、それを喚起するに足る調査は十分でできると思うんです。特に当時総理大臣でおられたわけですから、事細かな記録が残つていないはずですし、そういう努力はなさるべきじゃありませんか。○国務大臣(宮澤喜一君) 今、談合の疑惑について、私が公取委員長に何か言つたという、そういう

う疑惑があるとおっしゃいましたが、そんな疑惑はありません。当時から伝えられたこともない、きょうもない、あなたが勝手におっしゃつてゐるので、それは間違ひです。お取り消しを本当はいただきます。

○池田幹幸君 報道によるといふことを抜きましたので、それについては訂正したいと思ひますが、きょうの報道では一斉にそういう疑惑があるんだという形で報道されてゐるし、そういう点でいへば、こういう報道がなされれば諸外国からそういう疑惑が持たれるじゃありませんか。当然でしょう。

要するに、大臣は別途また私の名譽の問題だとおっしゃつてゐる。そのとおりだと思ふんです。名譽回復の問題といふのは非常に大切な問題ですけれども、それをどういふ形で回復するかといふのは個人の問題だと思ひます。しかし、この問題は個人の問題で片づけられる問題ではなしに、国会議員としてもこの疑惑を解明することが義務づけられてゐるんだといふことを私は申し上げたいんです。

一九八五年に国会議員で決めた政治倫理綱領があります。その政治倫理綱領の五つのうちの四番目にこう書いてあります。「われわれは、政治倫理に反する事実があるとの疑惑をもたれた場合にはみずから真摯な態度をもつて疑惑を解明し、その責任を明らかにするよう努めなければならぬ」といふ形で言われてゐるわけですね。

これは一議員だけでなく、総理大臣をなさつてゐた当時のことでもあります。国会議員としても、当時の総理としても真摯な態度で疑惑を解明し、その事実を国民の前に明らかにする義務があると思ふんですが、いかがですか。

○国務大臣(宮澤喜一君) どこにそういう報道があるか読んでみて下さい。

○池田幹幸君 きょうの報道です。これは一々私が読む必要はないと思ひますが、ゼネコン汚職で、埼玉土曜会の談合告発を見送るよう公正取引委員会への働き掛けを鹿島側から依頼さ

れ、わいろを受け取つたとして、あつせん収賄罪に問われ」てゐる云々かんぬんの中村被告が弁護団の被告人質問で、「(当時の)宮沢喜一首相から官邸に呼ばれ、現金三百万円が入つた紙袋を受け取つた。独禁法の罰金引き上げへの協力依頼など意味だと思つた」と、こういうふうには発言したといふふうには報道されておられます。これは高裁で被告の発言です。

○国務大臣(宮澤喜一君) 独禁法の関係だといふことをおっしゃつてゐますか。

○池田幹幸君 独禁法の関係じゃないですか、これは。ゼネコン疑惑ですよ。

○国務大臣(宮澤喜一君) 違いますよ。罰則ですよ。

○委員長(平田健二君) 委員長の指名を受けてから発言してください。

○池田幹幸君 いや、これはまさに独禁法の関係じゃないですか。土曜会の談合、これに対して手心を加える云々の問題があつたと。まさに独禁法の運用問題ですよ。

○国務大臣(宮澤喜一君) ですから、談合の話ではないんで、独禁法の話というのは罰則をどうするかといふ話です。

私は赤旗以外の新聞は大抵読んでいますから。そういう報道は読んでいません。

○池田幹幸君 私が読み上げたのは東京新聞です、けさの。

それで、今おっしゃつたのは、独禁法の問題について鮮明に記憶があるといふのは日米の問題だとおっしゃつた。談合のことについては知らなかつたとおっしゃつたんです。しかし、この問題は日米間の協議の問題ではなしに、談合をめぐる問題で起きている事件なんです。そのときに金を受け取つたといふふうには中村被告が言つてゐることなんです。

そういう論議があつた中で、片一方では独禁法の運用をねじ曲げるような総理の介入があつたとしたらとんでもないことじゃありませんか。国内問題にしても大変だし、海外から見ても日本はそ

んな国かと思われても仕方ないじゃありませんか。これがもし事実であるとすれば大変なことですよ。そういう疑惑が起きているわけですね。倫理綱領でもやろうと我々自身が決めたことですよ。

とするならば、私には記憶がないんだから調査はしないといふ態度は私はいかぬのかといふふうには思ひます。また、公判中だといふこともおっしゃつたけれども、これは中村被告自身が言つてゐることなんです。今、当時のことについて調査をし、宮澤大蔵大臣がこれを国民の前に報告したとしても、何ら裁判に影響を与えないといふことにはならないんじゃないかと私は思ふんです。

そういった点でも、申し上げたように、個人の名譽といふ問題であれ、政治倫理綱領の問題であれ、そしてまた公判中といふことの問題であれ、いずれをとつてみても何も調査しないといふのは私は納得がいかない。何としてもこれは国民の前に明らかにする義務があると私は思ひます。そのことを申し上げておきたいと思ふんです。これ以上あれしても同じ御答弁でしょうから。

御答弁なさいますか。

○国務大臣(宮澤喜一君) もう一遍申し上げておきますけれども、当時ありました独禁法問題、公取委員長が私に相談をしてきた問題は、独禁法の罰則を強化する、しないといふ日米間の我が国の法律の改正の問題であつたわけでありまして、そのことには私は当然関心を持ちましたから、公取委員長にも意見を申しました。

他方で、何か埼玉県における談合の問題といふのは、私にはだれももとより報告をしていませんし、それは公取委員長が自分の権限で解決すべき問題であつて、私は、何もそれは調査をするものでもない、総理大臣としては当然公取委員長が処理すべき問題だと思ひましたから、何も指示もしませんし、公取委員長については何も話しておりません。それは公取委員長が公判で述べておると承知してしております。ですから、私は何もそこで調べる問題はない。

○池田幹幸君 記憶にないとおっしゃったのは、金を渡したかどうかは記憶にない、こういうことですね。それで、そのことについて中村被告はこう言っているが、当時の談合については知らなかったんだから、知らない以上は記憶にない、このことをおっしゃりたいんだと思うんですね。しかし、現実の問題として、この被告たる中村氏本人がこういう証言をしたということで報道されている中で、そういう態度をおとり続けることになるのは私は正しくないというふうに思うんです。

やっぱりこの問題は非常に重大な問題です。私は国政の基本にかかわる問題だと認識しています。そういう点で、私たちははしかるべき場所です。集中審議等を行っていくよう要求していく考えであります。そのことを申し上げて、次の問題に移りたいと思います。

もう一つは、先週、読売新聞で報道されました消費税問題です。

これは、読売新聞では、政府税調が六月末をめぐりに消費税の複税率ですか、そういったものを検討しておると。少子高齢化の進展に伴う社会保障費の増大に対応するためということで、将来の消費税の引き上げの必要性に言及しているというふうに報道されております。非常に重大な問題なんです。これは一社のスクープかもしれません。

大蔵大臣に伺いたいんですが、大蔵省ではこういった方向で消費税増税を検討しているんでしょうか。

○国務大臣(宮澤喜一君) そのことにつきまして私の承知しておる限りでは、今の税調の委員の方々がそろそろ任期満了されますので、毎回の前例によって今の委員の方々が税務問題全体についての中期答申の取りまとめというのを先般からやっていらつしやると聞いております。

それは中期答申でございまして、すぐに何をせよということよりは、今の税制全体の中で所得課税あるいは消費課税、資産課税等々、どういふふうにあるべきかという問題をやや中期的な観点

から取り上げられるのが例でございまして、恐らくそういう作業をしておられる、税制全般についての議論を続けてやっておられる、そういう段階と承知しております。また、そういう性格の答申が検討されつつあるということでありまして、したがって消費税について全く議論がないということは恐らくないはずで、当然、消費税についても、所得課税、資産課税同様に御議論があるんだらうと思っております。

この間報道されました印象は、何か消費税の税率を二けたにでもした場合には、一本の税率では無理であるし非課税品目も考えなければならぬとかいう、そういうよく言われる種類の問題をあたかもすぐ来年でもという問題として取り上げているような報道でございましたけれども、実際にはそういう目先の問題であるよりは、やや中長期的に所得課税、資産課税、消費課税というものはいかにあるべきかという、そういう考え方をまとめようとしておられたものと、私はそのように理解をしております。

○池田幹幸君 私は、これを読んだときに大変だなと思いましたが、実は昨年十月、自公三党で三党連立政権合意書というのを取り交わされました。その中に、大蔵大臣も覚えておられると思うんですが、消費税の福祉目的税化を進めるという項目がありました。そこではこう言っています。「基礎的社会保障の財政基盤を強化するとともに、負担の公平化を図るため、消費税を福祉目的税に改め、その金額を基礎年金・高齢者医療・介護を始めたとする社会保障経費の財源に充てる。」、そういう合意がなされております。

昨年十月になされた合意があるわけですから、政府税調のこの討議もまさに与党の中で計画されておるそれを実現する方向で検討しているんじゃないかと私は考えたわけですが、それは根拠のないことではないと思うんです。この三党合意でやられて、やろうとしておられるわけですから、それとの関連は否定できないじゃないですか。

○国務大臣(宮澤喜一君) 同じ税のことでありまして、また福祉政策というのは非常に大きな歳入が必要でございまして、両方のことが全く無関係であればむしろ不思議かもしれません。ただ、現実にはそういう二つの問題との関連において消費税のこれからを議論している、そういうことではないように私は理解をいたしております。

したがって、池田委員の言うことは、いずれにしてもそれは大きな歳入と大きな歳入との関連でございまして、全く関連がないということをおしは申しているのではありませんが、当面、何か関連づけて議論されているということではないように承知しております。

○池田幹幸君 報道では、この同じ報道の中でいろいろあるものですから。例えば加藤寛税調会長が質問されて答えておるんですけども、経済の自律的回復が軌道に乗った時点ということも言っているということも同時に報道されておるんですね。そうしますと、いつまでも経済の自律的回復はないというふうなことはだれも考えていないでしょうし、できるだけ早くということも考えているわけですから、そうするとこれは近い将来のことだというふうに当然考えざるを得ない面というのがあるんですね。

昨日の本会議で、堺屋経企庁長官は、景気は緩やかな改善が続いているとか、景気がよくなると信じているというふうにおっしゃっているんですけども、完全失業率が四・九%という最悪の状態が続いているし、同じように総務庁が九日に発表した九九年度全世帯家計調査を見ますと、消費支出は四年連続で減少したというふうになっております。これは経企庁長官の判断とは大きくかけ離れているというふうに思うんです。また一方、総理府が先月の二十九日に発表した国民生活に関する世論調査を見ますと、日常生活の中で悩みや不安を感じている人が六二・四%にふえた、これはもう一九五八年の調査開始以来最悪だというふうにならされております。

か。これはもう一九九七年の教訓で明らかです。私は、今の時点は、このような消費税の増税といたしたことを考えるどころか、今の実態を見れば消費税の減税を、私たちはこの国会にまた三%に戻せという法案を提出しておりますけれども、そういうことこそ検討しなければならぬ時期じゃないかというふうに考えるわけですが、見解を伺いたいと思います。

○国務大臣(宮澤喜一君) 今の経済状況は、やはり一番問題は雇用と消費でございまして、例えば目先の問題として来年に消費税の増税を考えると、そういうお尋ねであれば、もうそんなことは全く考えておりません、減税も考えておりませんけれども。

○池田幹幸君 一つ紹介しておきたいんですけども、これは全国商工団体連合会がまとめたアンケート調査なんです。全国商工団体連合会というのは全国の中小企業三十五万人が加盟している中小企業団体なんです。中小零細企業団体といましようか、そこで九七年五月から五回にわたって営業動向調査をやっております。大体同じ対象の人を千百人ほど抽出してやっているわけですけども、この五回目にあたります今回は四月上旬に行つたものであります。

これによりますと、売り上げが下げてしまつて示したという特徴もあります。下げどまった、売り上げがどんどん下がっていくのがとまった、これはあるんですが、経営は依然として厳しいという状況にあります。中小業者の営業と暮らしの改善に何が必要かという質問が五回ずっと続けてあるんですけども、それを見ますと、増税の中止、消費税廃止の要求が毎回七割近い高率で断然トップをずっと占めてきたんですが、今回は、消費税五%への対応では、転嫁できない、三%も非転嫁を合わせますと三五・九%という数字が出ていますし、特に料理飲食業では六一・八%が転嫁できないというふうに出てくるんですね。三千万円以上だと身銭を切つて消費税を払うと。これは笑えない話なんですけれども、消費税を払うた

めに商工ローンから借金したというふうな中小業者もあるんです。

こういった実態を考えますと、私はやはり消費税の減税が今非常に強く求められているんだというのを改めて申し上げておきたいと思ひます。

さて、本題に入ります。

資金運用部資金法の改正案ですけれども、まず最も基本的な問題なんですが、資金運用部を廃止するというのは、これは行革だと言われておられるわけですが、行革だということではなしに、その理由、なぜ廃止するんだという理由について改めて伺いたいと思ひます。

○国務大臣(宮澤喜一君) まさに行革の答申に基づいているわけですが、片方で郵貯あるいは年金の預託という制度そのものがもう今の世の中に適していないのではないかとのお考えだと思ひます。

他方で、そういう金があるものですから資金運用部が財政機関というものを面倒を見ている、金があるものだからどうしてもそういう財政機関というものは経営がルーズになりやすいということとは事実である。したがって、この制度を廃止することによって、郵貯あるいは年金、簡保等はそういう政府機関に預託という方法をとらずにいよいよ自己運営をすべきものであるし、また財政機関は、多少の猶予期間はあるけれどもありますけれども、本来は自分で金を調達する努力をすることによって市場経済により受け入れやすいようなものになるべきである、そういう思想が基本だと思ひます。

○池田幹幸君 入り口で資金がどんどん入ってくる、受動的といいますが、そういった資金が膨れ上がる、だから財政機関に回すのもうどんどん肥大化していくんだと、こういうことのように思ひます。

しかし、そういった論理は検証されたものではないと思ひます。金がたくさんあるからいいかげんに使うということなわけですが、例えば毎年の郵便貯金の伸びと一般財政の規模を比較

してみますと、そこにはそういった因果関係は認められないと思ひます。

例えば、これは大蔵省にも調べていただいたんですけれども、九一年度には郵貯は前年比で十倍以上ふえています。物すごいふえ方をしています。

ところが、そのとき、九一年度の一般財政の伸びは五・四%でした。他方、最近ですけれども、九一年度、今度は逆に郵貯が前年比三六%減りました。減少しました。これに対して一般財政は七・三%増加しています。これは一番特徴的なところなんですけれども、ずっとこれを八九年から出してみただけですが、全然そういった因果関係は見られません。

ですから、おっしゃったことについては、俗論といいますが、何となしにそうかなという気はするけれども、これは何も検証されたものではないと思ひます。御感想を伺いたいんですが。

○政務次官(林芳正君) 今、委員が御指摘になったように、数字はうちで調べてお返し上げしたものですから委員がおっしゃるのとおりでございまして、その年に入ってくるものとその年に出ていくものというその真ん中にお財布という資金運用部がございまして、そういう意味では、出入りのフロアだけをとらえるということではなくて、むしろだにということではなくて、どれぐらい資金が要るから、ではこれぐらい調達しようという仕組みになつておらないで、全額預託の義務があるので、それは一応お財布には全部入ってくるという意味で申し上げておるわけがございまして、じゃぶじゃぶと入ってくるから何となくルーズに使つていけるという意味ではなくて、まず入り用のお金があつて、それを前提に調達してくるという仕組みになつておらなかったというのが考え方の基本であるというふうにご考へておられます。

○池田幹幸君 そこで、一つ確認しておいていただきたいのは、私が今申し上げたのは、資金運用部審議会懇談会で「財政投融資の抜本的改革について」というのを取りまとめたおられるんですけれども、そこでもはっきり書いてあるんです。財政

投融資の規模の肥大化については、「各年度の財政投融資計画の出口の伸びと郵便貯金等の原資の伸びとの間には、必ずしも直接の関係はなかったことは跡付けられている」というふうに明確に言つておられることについては確認しておきたいと思ひます。だから、どうも金があるから使う、なければ使わないじゃないかというとか何か説得力があるように聞こえるんですけれども、これは余りにも乱暴だということを申し上げたいと思ひます。

要は、財政がむだ遣いなり極めて問題の多い財政機関を含めて金の使い方をしているんだ、問題があるんだということについてはそのとおりだと思ひますけれども、しかしそれは予算編成時の審査の問題だと思ひます。政策的な優先度に応じて厳しく審査する、それで資金を必要に応じて配分するということがきちんとなされておれば問題がないわけですが、この点では一般会計であるうと特別会計であるうと財政であるうと同じだと思ひます。問題は、こういうことをしてこなかった政府に問題があるんじゃないですか。

○国務大臣(宮澤喜一君) 金がたっぷりあるのむだ遣いする、そんな話はあつていい話じゃない、制度を改めるよりそういうむだ遣いを許したことに間違いがあるんじゃないかと、その理屈には抗弁する方法はありません。そのとおりと思ひます。

○池田幹幸君 私は、お金の使い方がこういうような形になつたその最大の原因は、景気対策のために財政投融資を安易に活用してきたこと、一番大きな原因があるんじゃないかというふうに考へております。

大蔵省が本法案の説明のために提出された「財政投融資制度の改革について」という資料をいただいておりますけれども、その中に「財政投融資計画の推移」というのがあります。これを見ますと、九二年以来、一般財政投融資は急増しております。九二年といいますが、宮澤大蔵大臣が総理のときに初めて、九〇年代不況の第一回目の緊

急経済対策でしたか、総合経済対策でしたか、それを組まれた年です。その九二年以来、九次にわたつて緊急経済対策、総合経済対策という名前いろいろなやられたんですけれども、公共事業がどんどん積み増された、そのことがこのいたいた資料でくつきり出ているんです、当初予算でも。そして、当初予算でもふやし、かつまた補正を組んでさらにふやしたという形で、緊急経済対策をやつていきますからそうなるわけですから、そういうことがくつきりと出ております。

ここが最大の原因だつたということについて反省する必要があるんじゃないかというふうに思ひますが、いかがでしょうか。

○国務大臣(宮澤喜一君) 一言でむだ遣いとおっしゃること、そのとおりだと申し上げているのはありませんけれども、いわゆるバブルがはじけましたとき、財政を挙げてこれに対応する、その中にはもとより財政も入つておりますが、すべてを挙げてこれに対応したということは事実でありまして、そういう政府の経済政策が思つたとおりすぐに効果を発揮しなかつた。のみならず、ごらんになりようによつては幾つかの弊害も生じたというところ、私は全部それは間違つておるとは決して申し上げるつもりはありませんけれども、ただ一般会計も財政も総力を挙げて不況に対応しようとしたというところは、これは事実でございまして。

○池田幹幸君 結局、こういった景気対策の利用に加えて、また一般会計のツケ回し、国鉄とか国有林野とか、こういったこともありました。こんなことをやめる、きちんと審査をして、検査をしてやめさせるということがない限り、つまり出口でのきちんとしたチェック、こういうことをやらない限り、今度の法改正をしても、入り口のところまで統つたとしても、また財政投融資をばいりわけですから、そういう点では同じことにならんではないか。改正案によつても、この肥大化ということは今までは防げないんじゃないか。そこに対する対策が今非常に大事なんだというふうに思ひますが、いかがでしょうか。

○國務大臣(宮澤喜一君) 私の心配しておりますことは、財投機関債を出すということは御承知のとおりでございます。それをまざるやろうということでございますけれども、特殊法人によつては、市場と話し合いがついて、いわばクレジットスタンディングももたらせて出せることもあると思ひますが、初めてのことであるせいもあるかもしれせんけれども、財投機関債というのはそうおいそれと市場で引き受けてくれないという状況がかなりあるのではないだろうか。さりとて、こういう資金運用部というものがなくありますので、財投債が幾らでも出せるわけでもない。さあそこでどうするかという、実際かなり厳しい状況が特殊法人のかんりの数に生まれるのではないかと、そういうことを心配しておるぐらいでございますので、そこから来る合理化への刺激、合理化への効果というのはかなり期待できる。期待できるばかりでなく、それならさあどうやってその上で財源をつけるかということにいろいろ心配が出てくるかもしれないというぐあいに今私としては思つております。

○池田幹幸君 財投機関債のことをおっしゃったわけですが、財投機関債がほとんど出せないだらうという意味で、そういう心配というよりも、現実の問題として起きていると思ふんです。大体、財投債にシフトしていくだらうと。財投債にシフトしても、今度は郵貯もなければ、要するに自主運用になつちやつたからと、いろいろな御説明があつたんですけれども。

順次伺つていきたいんですが、この財投機関債について宮澤大蔵大臣は衆議院でもる御答弁なさつております。ここで言つておられることは、どの財投機関もすべて一律に財投機関債の発行を検討させると、すべてに。そして、まず市場の評価、洗礼を受けさせるんだと。そして、市場の評価にさらされてやるということは何度も御答弁なさつていらるんです。

この市場の評価にさらすという場合、一体その市場は何を評価できるのか。その事業体がもうけ

を上げることができるとか、投資していいのかわるか、そういうことを評価できるだけじゃないのか。そうすよね。本当にこの財投機関が国民にとつてどれだけ必要なものなのかどうか、そういうことについては一切評価できないはずで。

もう最初から特殊法人をつくつた時点で、これはもううけのためにやつていゝんじやないんだということがはつきりしている特殊法人、財投機関を含めて、一斉に市場の評価にさらすというのは何の必要性があるんだとあるんでしようか。

○國務大臣(宮澤喜一君) それはいわゆるスタンダード・アンド・プアーズとかムーディーズとかがある仕事でございますので、私は詳しいことがわかるわけじゃありませんが、少なくとも評価する側から言いますと、そのやつていゝ事業の採算性、将来性、及びもう一つ、補助金というものをもらつたりもいたします。そういうことがございまして、全くの市中の企業と違ひまして、政府との関連というものも恐らく評価する側からいろいろに見るのではないかと。私は知りませんけれども、普通に評価というものを考えると、多分そういうことであらうかと思ひます。

○池田幹幸君 市場の評価ということで財投機関債は評価されて、財投機関債はこの事業体はとも出せないというふうに判断されると、その時点からゼロベースで考え直して、その財投機関が本当に必要な機関なのかどうかというところからもう一回やり直すんだ、こういう答弁もありました。

しかし、それはおかしいのじやないかと思ふんです。財投機関というのは政策実施機関なんです。そうしますと、政策の必要性、優先度、これは市場には評価できないことすよね。政府自身が、国が政策的観点から決めるべきもので、何でそういうものを最初に金目ではかるということをやらずやらなければいけないのか。

○政務次官(林芳正君) ちよつと言葉の問題かも知

れませんが、まず最初にやるのは、これは大臣から何度も御答弁を衆議院の方でもいただいておることだと思ひますが、認可法人も含めて特殊法人等については、その財投機関債の発行により自己調達をするため最大限の努力をして検討してらうということになっております。

この努力、検討というのはその機関がやるわけでございます。そのときにはまだ市場の評価というのとはちろん、その内部の検討でどういふ評価を受けるだらうかという検討はされるでしょうけれども、実際に市場の評価にさらすというわけではないわけでございまして。その次に、今、委員がまさに御指摘になられましたように、どうもこれは難しそうだということになった場合に、民業補完のために必要なのか、また政策コスト分析、償還確実性等を精査しまして、ゼロベースでということになるわけございまして、まずそこで政策として本当に必要なかという判断を行うことになるという順番にならうかというふうに考えるわけでございます。

○池田幹幸君 しかし、先ほどの大蔵大臣の御答弁では、何か格付会社がやることだというふうな話がありましたでしよう。

○政務次官(林芳正君) それはその後です。

○池田幹幸君 だから、既にもう一回掘り出すということじやないですか。まず自分たちで検討して、財投機関債を出したつてだめだと思へば、これはやめて、はい、財投債お願ひしますと、こういうのはだめなんだというふうには何ども大蔵大臣も答えておられたと思ふんです。そういうこととでしよう。最初からまずやらせるんじやないですか。

○政務次官(林芳正君) 今、大臣が御答弁になりましたように、財投機関債の発行に当たつては、各財投機関からいろいろ聞いたところによりまして、格付の取得など投資家に適切な投資判断材料を提供することがその円滑な発行を行つていく上で重要であるというふうにはヒアリングの結果も出ておるわけございまして、発行に当たつてそ

ういふ検討をもちゐるするわけでございますが、その検討というのは、市場の評価と先生がおっしゃつたものすから、実際に全部出してみてだめだつたら引つ込むということではなくて、検討するときにちゐるんすういふことも判断の材料になるという趣旨で御理解いただければと思ひます。

○池田幹幸君 そうだと思ふんです。実際にもう頭からこんなのはだれが見てもできないというのがわかつていゝところがそれをやるはずがないし、衆議院の論議を聞いても、財投機関債だけでやるなんてことを答えた財投機関は一つもないし、当然だと思ふんです。

確認しておきたいんですが、ではまず市場の評価にさらす、まず財投機関債の検討をしてもらつたというのには、格付会社に頼んで格付してもらつて市場にまず財投機関債を送り出そう、オファーする、こういうことをやらぬでもいいんだと。検討して、もうとでもだめということになれば財投債で面倒を見ると、そういうことなんですか。

○政務次官(林芳正君) 簡単に言つてしまへばそういうことになるわけございまして、まさにその最大の限の努力、検討というところがみそでございます。それが原則である。

法律論で例え話をするのもなんでございまして、が、保証責任がその機関の方にあつて、財投機関債は無理だけれどもこれはどうしても要することだというのをみずから財投機関がちゃんと説明をして、先ほど三つ条件を挙げましたけれども、そういうことをやつた上できちつとして財投債の中へ入つてくるというのを認めるというのが今回の改革の趣旨であるということございまして。

○池田幹幸君 今おっしゃつたのは、財投機関債を出すときにいろいろ考へて、政府保証債も考へてもらつて、それでもだめなら財投債と、こういう順序になるというふうには理解していいんですか。

○政務次官(林芳正君) いや、政府保証について

は今ちょっと申し上げるつもりはなかったんですが、財投債の枠組みに入ってくるときはきちっとそういう精査をした上で、これは必要であり、政策コスト分析上も問題がなくて、償還確実性もあるということ等を精査して、それならばということとで例外的に財投債の枠組みに入ってくることを認めるということをお願いしたわけでございます。

○池田幹幸君 いろいろ衆議院の議論も読ませていただいたおかげで、あれも、あちらで大野政務次官は、結局、これは市場の評価云々ということとで議論がある中で、仕事の方のチェックを怠っていたというところは言えるかもしれないということとで反省しておられるわけですよ。こういうことになったというのは財投機関の仕事についてチェックを怠ってきたと。チェックを怠ってきたというのは、これは財投機関自身がやることではなしに、政府が怠ってきたという意味ですよ。これは大野さんの答弁なんです、改めて政府側の姿勢として確認しておきたいんですけれども、政府がそのチェックを怠ってきたということだと思ふんですが、そういうふうには理解していいですね。

○政務次官(林方正君) 今、手元で大野次官の答弁がございまして、後ほどきちっと整理をいたしますが、多分おっしゃっているような趣旨で答弁があったと思ひますし、それから政府の方でございますが、それぞれ特殊法人は所管の官庁というのがございますから、一義的にはそこということとでございまして、その中でやはり機関の方ももしそういうことがあったとすれば責任が全くなかったというわけではなくて、双方いろいろな甘えというべきものがあつたのかもしれないと、そういう御趣旨ではないかと今お聞きして思っております。

○池田幹幸君 そうだと思ふんですね。それで、ちょっと時間が短くなってしまったんですが、そういうこともあつて、反省もあり、政策コスト分析をやっていますということで話が進んでいっているわけなんですけれども、この政策コスト分析なんです、それをやると市場の評価にゆだねることになるんだということも説明してあります。

そうすると、政策コスト分析をやり、市場評価を受けるに当たって格付会社に格付を依頼する、その際の条件なんですけれども、これはどの程度ディスクローズされているかということが非常に問題になると思ふんですね。補給金は幾ら、補助金は幾ら、この程度は当然わかっているでしょうけれども、今後、政策的に今までと同じように金がつぎ込まれるというところの保証は何もないので、今後、政策的にこういうところには補助金を厚くしますよとか薄くしますよとか、そういうものが当然入って初めて格付会社の格付というのはなされるんだらうと思ふんですね。

そういつたところまでディスクローズすることについてはこの法律では何もないんですけれども、その辺はどうなるのか、お答え願ひたいと思います。

○政務次官(林方正君) 大変大事なポイントだと思つておりますが、まさに委員が御指摘になったように、この格付機関がいろいろ判断するときの条件、またディスクロージャーについては一層徹底していくということが今回いろいろ説明資料にも出ております。

そこで、いろいろな格付機関がやることについては、我々からこうしろあしろと言う立場ではないので、これは格付機関からいろいろところでピアリングをしたときに格付機関がおっしゃっていることとございまして、一般的なディスクロージャーにされている資料をもとに具体的な格付を行うわけでございます。債券発行者、これは財投機関債の場合は財投機関でございまして、ピアリングも併用して、まさに委員がおっしゃったように、中央政府との関係、具体的には政府から与えられた支援の内容、それから設立目的、例えば設立根拠法の内容でと、それから業務に関する規制、その他事業、財務及び資産の詳しい内容、これは一般の会社も一緒だと思ひますけれども、等の点も格付に際し考慮をするというふうに聞いておるところでございます。

したがって、例えば補助金が出ておる場合に、多ければ格付がいいのかとか、逆にたくさんもらっているから弱いのではないかと、これは両方いろいろなことがあるわけございまして、単純にたくさんもらっているからいいんだということにはなりません。そういう意味では、そういういろいろなことを判断して格付機関が格付を行っていくということになるのではないかなというふうに考えております。

○池田幹幸君 時間がもうなくなってきましたので、一つの提起だけしておきたいと思ふんです。補助金とか補給金をそういう形で今おっしゃったように明らかにして、これからの政策も明らかにして、格付もちゃんとできたと仮定します。そのときになって、そういうことをしたから市場の評価もちゃんと出してもらったとするけれども、しかしそこで評価されるのは結局官利事業たり得るかどうかというところの評価、出資しても大丈夫かどうかというところの評価であつて、先ほど申しましたように、国民にとつてこれが有用な機関なのかどうかということの評価がなされるわけではないわけですね。たとえ、これはもう完全に償還できるぞという判断があつたとしても、あるいはこれはもうとてもじゃないけれども償還できないなという判断が下されたとしても、その後者の方が国民にとつて必要ないような機関だということではないわけですね。

そういう評価をするのは国民なわけですね。つまり国会ですね。ディスクロージャーを徹底させて、政策判断ができるような資料を国会に出す、出させる、こういう仕組みをつくるのが今すつと討議してきたその結びになるんじゃないかと思ふんですけれども、今までのやり方をやるとするとそういう保証はないです、今度の法改正でも。そのところに十分な手を入れなければならぬんじゃないかというふうには考えております。

時間になったんですけれども、御答弁があればお願いしたいと思ひます。

○政務次官(林方正君) ディスクロージャーについては一層徹底をしていくことをやってまいりたいと思ひます。

それから、一点だけ、ちょっと理屈を申し上げるようでございますが、委員もおっしゃったように、償還の確実性ということとでございまして、会社に例えますとこれは株式ではなくて社債ということでございまして、あらかじめ決まった利率を乗せて確実に償還してもらえなかつたというのをマーケットは見るということとでございまして、株のように利益が上がつたからとどんどん上がつていつて配当やキャピタルゲインがあるということとはちよつと違う、委員も御承知の上でお聞きになつていらっしゃると思いますが、そこだけ付け加えていただきます。

○池田幹幸君 終わります。

○三重野榮子君 社民党の三重野榮子でございます。

二法案に関連して質問をいたします。なお、その前に一言申し上げさせていただきます。

前回、五月九日の本委員会におきまして、宮本委員の質問に対する郵政大臣の御答弁の中で、一部私がお取り消しをお願いいたしましたところ、本委員会早々に取り消しをいただきました、敬意を表します。

それでは質問させていただきますが、まず大蔵大臣にお願いいたします。

財政投融資が肥大化に至りました要因につきまして伺いたいのでございますけれども、財政投融資の残高が平成十年度に四百兆円を超えるなど、まさに肥大化をしておる。そういう財政投融資が肥大化に至つた要因として、一般会計で賄ひ切れぬという主張を展開する学者も少なくないようでございますが、特に高度経済成長から安定成長、

低成長に移行し、税収が伸び悩む中、そうした傾向は顕著になったという指摘が多く見受けられるわけでございます。

こうした点も含めまして大蔵大臣はどのような御見解か、お伺いしたいと思います。

○国務大臣(宮澤喜一君) その見方は事実、真実に遠からざる御見解ではないかと、残念ですがそう思います。

○三重野榮子君 もう少し一端を伺いたかったのでございますけれども、それでは次の問題につきまして政務次官にお尋ねしたいと思います。

今回の改革は財政投融資のスリム化を目指すものと理解しておりますが、例えば平成九年十一月に自民党の行革推進本部が出した「財政投融資の改革について」の中では、財政投融資の規模について、十年後に半減することが明記されているのでございますが、財政投融資の規模は将来どの程度まで縮小できるのでしょうか、その点についてお伺いいたします。

○政務次官(林芳正君) お答え申し上げます。

今、委員が御引用なさっていただきました自民党の方の推進本部に私も末席でいろいろとおつたものですから、そのときのことを今思い出しておつたわけでございますが、そこに書きましたの、この改革を行わなかった場合に比べて半減することを目指してスリム化をする、たしかこういう文章だったと思うわけでございます。

こういうことをやらないと、我々のその当時の問題意識としては、どんなますます肥大化するだろう、私を見ていただければわかるわけでございますが、ほとんど太っちゃうわけでございます。

で、何か改革をしなきゃいかぬというようなことでございまして、そういう意味では、そのときは、そういう大きなものを、そこから半分というように目標みたいなものを、心意気みたいなものを書いてあったのかな、こういうふうに思います。今回はそういうことで、先ほど来ずっと御議論がありますように、預託義務を廃止したりいろいろなことをやりまして効率化をやる、それから出口

の方も政策コスト分析等をやりました見直しをしていくということでもあります。それから、一般財投につきましても、先ほど来議論がありまして、ふえたり減ったりはございますけれども、この改革があるということも視野に入れまして、重点化、効率化ということをもう既に進めておりまして、一般財投は平成十二年度の計画におきまして既にマイナス四・八%になっております。それから、自主運用分を含めました全体では既に七・四%減ということで、これを視野に入れてやっておりますが、今、先生から御質問がありまして、今の立場で答えたいとしますと、数字を挙げてこれぐらいになると言うのはなかなか難しいわけでございます。

我々がこれを党でスタートした後に、例えばいろんな状況で景気がまた悪化しまして信用保証をやらなきゃいけなくなつた等、そういうように新しく需要が出てくるということが今後も財投の中であり得るわけでございます。そういうことも踏まえながら、できるだけ最後は国民の皆さんのコストをなるべく少なくするように、この改革をきちっと実現していきたいというふうに考えておるところでございます。

○三重野榮子君 そこで、大蔵大臣に、先ほどの肥大化については歴史的に振り返ってお話したかったなと思いましたが、それをお答えいただけないかと思っておりますが、今、政務次官がお話しくださいました見方につきましてはどういうふうにお考えでしょうか。

○国務大臣(宮澤喜一君) こういう制度を非常に長いことやってまいりましたし、先ほど三重野委員が幾つかお挙げになりました具体例でございますが、一般会計が苦しいから財投へ持つていくとか、そういうことは実際にございました。いわば第二の予算なんて言いまして、そういう役割も果たしてきたことは積極的に評価すべき面もございまして、何分にも金が自然に入ってくるというシステムはどつちかといえは金に非常に苦し

いという経営よりは楽に流れやすい経営でございますから、この辺でひとつここはきちんとして、決して財投機関の仕事が要らないと言っておるわけではございませんので、締めてからなければならぬという、政務次官が答えられましたそういう効果は確かに期待をいたしております。

○三重野榮子君 直接、法案とは関係しないのでございますけれども、今回の改革の一つとして政策コスト分析を挙げることができると思うのでございます。

先ほどいろいろ出ておりましたけれども、平成十一年八月に住宅金融公庫あるいは日本道路公団など五つの機関に関して試算結果が公表されております。このこと自体はかなりの前進であるとお向きの評価ができると思うのでございますけれども、しかし平成十一年八月の公表のレベルでは試算の前提となる条件に対して説明が不十分であると思うのでございます。結果に対する検証が可能な水準であるとはいえないと思うわけですが、したがって、こうした問題の解消につきましてどのような取り組みをされておりましたでしょうか。理財局長にお願いしたいと思います。

○政府参考人(中川雅治君) 政策コスト分析につきましては、先生今御指摘になりましたように、昨年八月に初めて十一年度の財政投融資の計数をもとに五機関の分析結果を試算という形で公表したところでございます。

現在、十二年度の計数に基づく政策コスト分析につきましても、関係各省庁、各機関と協力して鋭意所要の作業及び技術的問題の検討を進めておるところでございます。したがって、昨年八月にお出ししました五機関の分析結果につきましても、またさらに改良すべき点があれば改良を加えていくと、こういう姿勢で今臨んでおるところでございます。

この技術的問題の検討状況について具体的に申し上げますと、政策コスト分析というのは将来にわたる長期推計でございますので、一定の前提に基づく仮定計算を行うため、前提の置き方によつ

てその結果は相当程度変化することとなるわけでございます。また、さまざまな前提条件に関する検討というのが大変重要になってくるわけでございます。

例えば、試算の重要な前提条件でございます将来の財投金利につきましては、これは既に昨年八月の試算の公表のときにもそういった形で統一的に扱ったわけでございますけれども、市中の国債の市場流通利回りをもとに機械的に求めましたインプライド・フォワード・レートという方式があるわけでございますが、それを使いまして試算をしたわけでございます。この手法につきましても、学者等の専門家から成るコスト分析・評価検討会におきましても賛同が得られたということでございます。一、重要な前提条件であります将来の財投金利につきましては、この方法を使つてまた十二年度におきましても今作業を進めているところでございます。

また、個別の機関ごとの前提条件につきましても、一つ一つたまたま検討を行っているところでございます。

一例を申し上げますと、政策融資を行っている機関につきましては、将来の貸し倒れや繰り上げ償還をどう見込むかということにつきましても、個々の機関ごとに過去の実績を用いるケース、あるいは民間金融機関でも広く利用されております外部格付会社の統計データを用いて信用リスク量を機械的に算出するケース、それからローンの経過年数と借りかえ対象となる民間ローンとの金利差により繰り上げ償還率を算出する計量モデルを用いているケースなど、それぞれの機関が持つ特性に応じて適切な前提となるよう工夫をしているところでございます。今こうした検討状況を学者等の専門家に参加いただいておりますコスト分析・評価検討会にもお諮りし議論をいただいております。こういう状況でございます。

○三重野榮子君 大変細々と御説明をいただきました。十二年度もそのような努力が続けられると思う

んですけれども、今五機関は明らかになつておりまして、四十八ぐらいあるんでしょうか、そうしますと、全体がそのような状況になるという見通しはどのようにお考えでしょうか。もう少し説明をお願いします。

○政府参考人(中川雅治君) この政策コスト分析は、財政投融資を受けております特に特殊法人等につきましてはいずれはすべての機関についてこれを公表していきたい、財政投融資を受けるかどうかの判断の材料という意味でこれをお示しいきたいと思っております。

ただ、今申しましたように、個々の機関ごとにいろいろな前提条件をどうするかということについて一つ一つ順番に今詰めているところでございますので、一挙にすべての特殊法人等についてお示しするところまで行きませんけれども、ことしにおきましては、昨年五機関でございましたので、それより何とかふやして、少しでも早い時期にお示しできるように今鋭意作業をしているところでございます。また、さらに引き続き、いずれは全機関というふうに考えておるところでございます。

○三重野栄子君 なかなか御努力いただいているのに難しいようでございますけれども、頑張っていた方がいいと思います。こうした発想はこれまでにない有益なものでありまして、ぜひとも意義あるものを完成させていただくというか、努力をお願いしたいと思っております。

そこで、政策コスト分析の将来の位置づけにつきまして大蔵大臣に一つ私は御提案したいのでございますけれども、それは政策コスト分析の分析結果を財政投融資計画の添付書類として国会に提出していただくという提案でございます。

こうした資料をもとにして国会で財政投融資に関する議論が深まるとすれば、財政民主主義という観点からも非常にプラスであると思うのでございますが、近い将来、政策コスト分析が有用な水準にまで高められる、そういう段階でぜひとも実現してほしいと思っておりますけれども、こ

の私の提案につきましての御見解をいただきたいと思ひます。

○国務大臣(宮澤喜一君) おっしゃいますように、御検討を仰ぐのにふさわしいような立派なものをすることが先決でございますが、そういうものができるようになってまいりましたら、何かの形で御審議の御参考にさせていただきたいと考えております。

○三重野栄子君 ぜひよろしくお願いいたします。日本政策投資銀行総裁においでいただいております。大変お忙しいのにどうもありがとうございます。

日本政策投資銀行は財政機関の中ではかなり優良な機関であり、そういうことで申し上げて大変恐縮でございますけれども、財政機関債の発行については先陣を切るべき機関ではないかと思うわけでございます。三月十五日の本委員会ではその点を指摘させていただきました。

その後、二カ月が経過しているわけでございしますが、財政機関債の発行につきましてその後どのような検討をなさっておられるか、現在の状況をお知らせいただきたいと存じます。

○参考人(小瀬正巳君) お答え申し上げます。

ただいまのお尋ねでございますが、財政機関債発行について日本政策投資銀行としてどのように考え検討しているかということでございますが、私もこれといたしましては、財政機関の効率的運営、これへのインセンティブを高めるために各機関が機関債の発行に向けて最大限の努力を行うべしと、このような現在御審議をいただいております財政改革の法案の趣旨を踏まえまして、財政機関債の発行を前提といたしまして、これを実現すべく、現在、問題点のさらなる検討を含めまして諸準備を進めている、そういう段階でございます。

お尋ねでございますので、あわせて若干それに関して申し上げさせていただきます。これまで私どもは、財政機関債、ここで申し上げ

ておりますのは政府保証なしという趣旨と承知しておりますが、これを発行した経験はございません。したがって、政府保証のない債券発行という意味では初めて市場に入っていくということでございますので、どのような期間あるかはコスト、ロットの債券発行が可能であるか、これは市場がどういうふうに入力されるだろうかといういわば市場との折り合いをつけるために、今、関係者の意見を聞き、また私どもも勉強を深めている、そういうことでございます。

現在の市場について私どもの見方をごく簡単に申し上げますと、このような財政機関債の市場は現在まだほとんど形成されておられません。特に問題は、第二次市場と申しますか、その流通市場が育成されていない。この育成がどうしても必要であらうという、これが一つでございます。

それから、私どもの業務でございますが、委員も御案内のように、社会的に有用で政策的に支援が必要なプロジェクトに対して長期で安定した低利資金を供給する、これが私どもの業務と心得ております。しかし、現在の債券市場における長期債のマーケットは国債あるいは政保債を除きますと極めて限られているというのが現状でございます。

それから、もう一つ重要な点は、先ほど市場の受け入れいかんと申し上げましたが、金融経済情勢いかによりますと、申すまでもなく市場の受け入れ方がその時々によつて大変大きく変わるという問題がございます。このような市場の現状等も踏まえながら、現在申し上げましたように市場関係者の意向を十分に踏まえること、それから当然でございますが当局と十分御相談をしながら、しかし冒頭に申し上げましたように財政機関債の発行を前提としての準備を進めておりますというところをお答えさせていただきます。

あわせて、そのためには市場から評価をされる必要がございます。したがって、できるだけ有利な条件で機関債を発行するためにも、財務内容の一層の改善充実、それからこれについて

の適切なディスクロージャーに努める必要がある、こういうことを当然のことながら私どもも十分に意識をしておりでございます。

なお、先ほども申し上げましたように、あくまで市場の受け入れいかんということでございしますが、私どもの業務遂行のための安定的な資金調達を市場の状況いかにかわらず調達せざるを得ない、こういうことがございしますので、常に財政機関債だけに頼っていくということには限界がございます。したがって、あえて申し上げさせていただきますが、財政機関債以外の資金調達手段につきましても幅広く検討させていただく必要がある、このように考えております。

以上でございます。

○三重野栄子君 ありがとうございます。やはり財政機関債を発行するというのは大変難しいようでございますが、非常に積極的な御様子を伺いました。ますます御健闘いただきたいと思ひます。

私としては、現行どおりの政府保証付きの債券発行にとどまられるのではないかと大変心配をしております。もしそうだと今回の改革というのは非常に薄れるんじゃないかと思ひまして、そのような点を大蔵大臣にお伺いしようと思ひましたら、そういう必要はないようでございます。ますます御健闘いただきたいと存じます。

もう一点、総裁にお伺いしたいのでございしますが、平成十一年十月に開銀と北東公庫が統合されました、日本政策投資銀行が誕生いたしました。統合以来半年以上が経過しておりますけれども、総裁からごらんになりました、統合のメリットあるいはデメリットというのがあるのではないかと思ひます。まあ早々にしてデメリットをお伺いするのは大変ひどいことではございますけれども、特に開銀と北東公庫では給与体系が少し異なっていたようでございますので、統合後の人事給与面では難しい点があるのではないかと思ひますけれども、どのような調整をなさっておりますか、お伺いを申し上げます。

○参考人(小瀬正巳君) お答えを申し上げます。
お尋ねをいただきましたが、昨年十月に旧日本
開発銀行及び旧北海道東北開発公庫を統合いたし
まして、日本政策投資銀行として発足をいたしました。
あわせて、これも御存じのとおりでござ
います。地域振興整備公団及び環境事業団の
融資業務の移管を受けまして、新しい時代に即し
た総合政策金融機関として改めてスタートを切っ
たところでございます。

そこで、今お尋ねの統合のメリットでございま
す。
統合後半年余経過をしたところでございます
が、これはまず旧開銀が持つておりました全国
ベースの幅広い業種にわたる政策金融上のノウハウ
がございました。それから、一方、北東公庫に
つきますのは、大まかめの細かい地域開発に係る
政策金融上のノウハウがございました。この融合
が図られて、組織といたしましても大変効果
的な政策支援のための体制が確立されたものと考
えております。

また、特に従来、両機関がいわばダブルで業務
を展開しておりました。具体的には、一つの企業
が開銀と公庫の両方と取引をしていたという現状
がございました。実はその取引先だけでも百十社
というところでございましたが、これが当然のこと
ながら統合によりまして窓口が一つに集約をされ
ました。事務手続の簡素化が相互に図られたわけ
でございます。

それから、大変関連の深い地方自治体あるいは
地方経済団体におかれましては、私どもが統合し
たことによりまして、全国的、さらには国際的な
視野に立った地域開発の動向等に関する幅広い情
報、ノウハウ、これを私どもが提供できるという
ことで、これもメリットと考えております。

それから、当然のことでございますが、両機関
の統合によりまして、総務・管理部門が重複して
おりましたところを一本化したしました。一方、
それによりまして若干その人員をはかに振り向け
るパワーができましたので、地域支援部門の充実

を図る、限られた経営資源をより有効に活用す
る、こういう体制が何とか整備できつつあると、
こんなふうな考えております。

一方、デメリットはどうかと。確かに公庫と銀
行は同じ政府機関でもいろいろ違つたところもご
ざいましたので、その点のお尋ねでございます
が、特にお尋ねの給与体系でございます。

これは確かに若干の差異があったわけござい
ますが、簡潔に申し上げますと、何より大切なこ
とはこの両組織の融合であるということで、その
ために人事給与制度はすべて統一のものにいた
しました。したがって、現在、旧公庫出身者

である、旧開銀出身者であるということによる人
事給与上の差別というものは一切ない、こういう
ふうにお考えいただいで結構でございます。した
が、いま、この統一的人事給与制度のもと
で、文字どおり個々の職員の能力、職務、勤務成
績に応じて個別に給与を決定する、こういうこと
でございます。この点は組合ともよく話し合い
をした上でございます。

さらに、人事面でございまして、統合に
当たつての人事、さらに半年を経過しております
が、その間に具体的な人事もございました。これ
は私が申し上げては手前みそかもしれませんが、
やや案ずるより産むがやすしというのが実感でござ
いまして、おかげさまで新銀行の内外あるいは
取引先その他関係の皆様のお話を伺いまして、
大変スムーズにいつているではないかという積極
的な御評価をいただいているように思つておりま
すので、ただいまの御指摘、メリットをできるだ
け大きく、デメリットをできるだけ少なくとい
う、もう全くそのとおりでございます。今後と
もその方向で努めさせていただきたいと思つてお
ります。

○三重野栄子君 大変難しい情勢の中に夢がある
ようなお話をたくさん伺ひまして、期待を持つて
います。今、もう四・九%の失業率だとカリスト
ラとか、そういう話ばかりでございまして、それ
も、統合して人事面で非常にうまく労働組合とも

協議をしてなさっていることについては大変うれ
しく思います。

まずまず御健闘をお願いいたしまして、きよう
はお忙しいところをありがとうございます。
あとは郵政省の方に時間いっぱいお尋ねしたい
と思ひます。

郵便貯金の全額自主運用の問題でございま
す。まず全額自主運用後の郵貯の具体的なポ
ートフォリオにつきまして貯金局長にお伺ひいたしま
す。

この問題につきましては、平成十一年六月に公
表されました郵貯・簡保資金運用研究会の中間報
告では今後の検討課題とされておりました。結論
が先送りされております。これは非常に重要な問
題であり、本来は法案が提出される前の中間報告
で示されて、それをもとにして法案審議がなされ
るべきではないかと、私としては少し残念に思ひ
ます。

最終報告の公表が一月後ということござい
ますけれども、研究会での検討状況も含めまし
て、できるだけ具体的な方針をお伺ひいたしま
す。

○政府参考人(團宏明君) お答え申し上げます。
全額自主運用後の具体的なポートフォリオで
ございますが、先生御指摘のとおり、一昨年九月か
ら開催しております金融、経済の専門の皆様方の
研究会で現在検討していただいております。

昨年六月の中間報告におきましては、今回の法
案の骨子になりますような運用の基本につきまし
て答申をいただきました。法案を出させていただ
いておるところでございますが、この法案の中で
ポートフォリオの考え方、これは運用計画とい
う中でお示ししていくことになるわけございま
すけれども、今研究会の中でポートフォリオをどう
組んだらいいかということを検討してもらつてい
るわけでございます。

その考え方でございますけれども、これは何よ
りも郵便貯金の元利金の支払いをどうやって確保
していくかという観点から、この法律の中で幾つ

かの運用範囲がございまして、それぞれの
運用の対象につきまして、そのリスク、リターン
というものをいろいろ技術的に検討しております
で、どういう組み合わせが郵貯の中長期的な支払
いに最も適しているかということにつきまして、
いろんなシミュレーション等を含めまして今や
つていただいております。

来月になりましたら、どういうポートフォリオ
をつくつたらいいかというポイントにつきまして
御報告をいただけるというふうに考えておる次第
でございます。

○三重野栄子君 次に、運用職員の問題につきま
してお尋ねしようと思つておりました。
大きな金額を動かすわけでございますから、今
までの人員ではまだ不足するだろうと思ひます
し、今までの方々もますます頑張つていただかな
くちゃいけないと思うので、運用職員の質、量と
もにどのように充実させていらっしゃるかと
いふことをお伺ひする予定にいたしておりましたけ
れども、時間が参りましたので、よろしくお願ひし
たいと思ひます。

○委員長(平田健二君) 両案に対する本日の質疑
はこの程度にとどめ、これにて散会いたします。
午後五時十九分散会

五月十二日本委員会に左の案件が付託された。
一、消費増税の増税反対、消費増税率三%への減税
に関する請願(第二九四号)

第二九四号 平成十二年四月二十五日受理
消費増税の増税反対、消費増税率三%への減税に
関する請願
請願者 名古屋市長 東区猪高町上杜井堀二
五ノ一 福谷佳子 外六百名
紹介議員 八田ひろ子君

この請願の趣旨は、第一六号と同じである。

平成十二年五月二十五日印刷

平成十二年五月二十六日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局